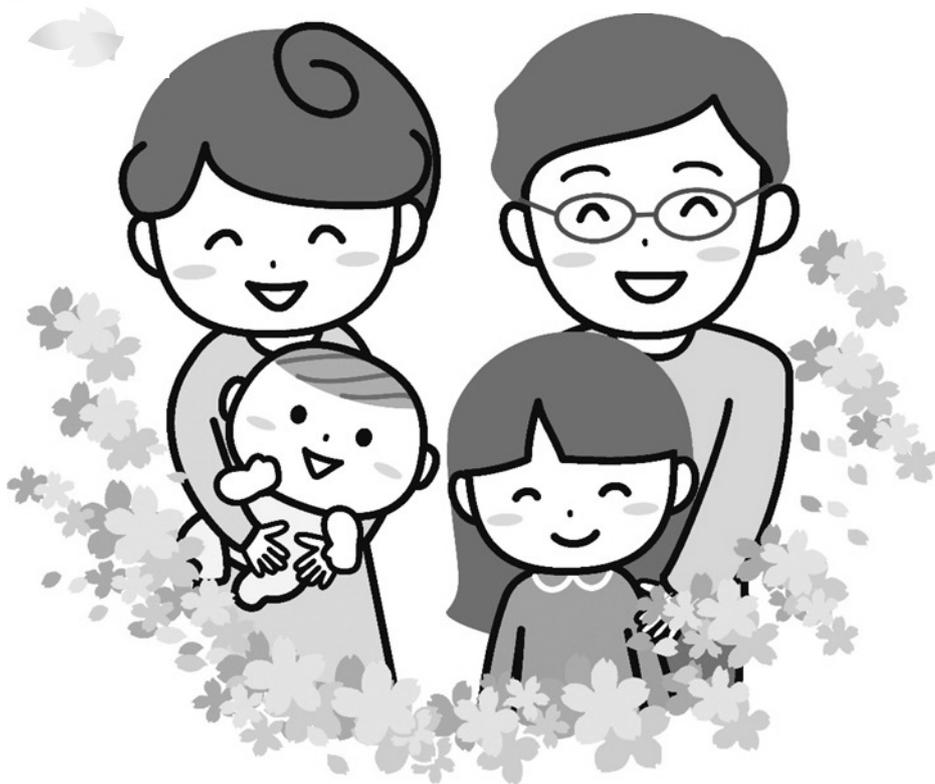


四万十市  
子ども・子育て支援事業計画

**大きく咲かそう子どもの笑顔**  
**～あったか子育てのまち しまんと～**



平成27年3月

四万十市

## はじめに



我が国では、出生数の減少傾向が続いており、国や地方自治体による子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための施策、事業主による雇用環境の整備の取組等が進められてきましたが、いまだ少子化に歯止めがかからない、厳しい状況にあります。

このような中、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが必要であるとの観点から、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

本市では、これまで、平成22年度に策定した「四万十市次世代育成支援行動計画（後期計画）」において、「家庭での子育てを基本」、「地域で学び子育てを支援」、「子育ての喜びが実感できる配慮」及び「地域社会全体での少子化への取り組み」を基本理念に掲げ進めてまいりました。

このたび策定しました「四万十市子ども・子育て支援事業計画」につきましては、平成31年度までの5年間を計画期間とし、これまで進めてきた取組を継承しつつ、社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うとともに、子ども・子育てを取り巻く様々なサービスを確保することを目的とするものです。

今後は、この計画に基づき、家庭を築き、子どもを産み育てる人々の希望がかなえられるとともに、子育ての喜び、楽しさを感じることができ、全ての子どもが健やかに成長できる「あったか子育てのまち しまん」とを実現するため、関係機関・団体と一体となり、子育て支援・少子化対策事業を積極的に推進してまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、「四万十市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査などを通じ、多くの市民の皆様から貴重な御意見、御提言をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

四万十市長 中 平 正 宏

# もくじ

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 計画の性格.....	3
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の策定にあたって.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	5
第1節 統計による四万十市の状況.....	6
第2節 アンケート調査結果の概要.....	11
第3節 次世代育成支援行動計画（後期）の評価.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	21
第1節 基本理念.....	22
第2節 基本目標.....	23
第3節 施策の体系.....	24
第4章 施策の展開.....	25
第1節 教育・保育の充実.....	26
第2節 地域における子育ての支援.....	44
第3節 母子の健康確保と少子化対応.....	48
第4節 子どもの健全な成長のための環境の整備.....	54
第5節 要保護児童への取り組みの推進.....	61
第5章 計画の推進.....	65
第1節 計画の推進体制.....	66
第2節 計画の進行管理.....	66
資 料.....	67
1 四万十市子ども・子育て会議条例.....	68
2 四万十市子ども・子育て会議委員名簿.....	70

# 第1章 計画策定にあたって

---

---

## 第1節 計画策定の背景

国では、少子化の急速な進行に対応するため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を始めました。また、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の改善等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され実施されることとなりました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市では、子どもや子育て家庭に対する支援を地域全体で総合的・計画的に推進していくため、平成22年度に「四万十市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。この後期計画では前期計画の施策達成状況や市民の皆様のニーズ、社会情勢等を踏まえ、更なる子育て支援施策を充実させていくことを大きな目的とし、前期計画の3つの基本理念、「家庭での子育てを基本とします」、「地域で学び、子育てを支援します」、「子育ての喜びが実感できる配慮をします」を継承するとともに、新たに地域住民・企業・各種団体等、地域社会全体での取り組みが重要として、「地域社会全体で少子化に取り組みます」を加えた4つの基本理念を掲げ、施策体系の再構築を図り、推進してきました。しかしながら、平成24年度の出生者は、平成20年度の310人から64人減少し246人と少子化の傾向に歯止めをかけるまでには至っていない状況です。

こうした前計画における反省点や課題を踏まえ、人格形成の基礎が培われる重要な時期となる乳幼児期の教育・保育に関する施策をはじめ、一人ひとりの子どもへのきめ細かな支援、家庭の状況やニーズに応じた子育て支援を実施するとともに子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域社会全体で支援する環境を整備するため、本計画を策定しました。

## 第2節 計画の性格

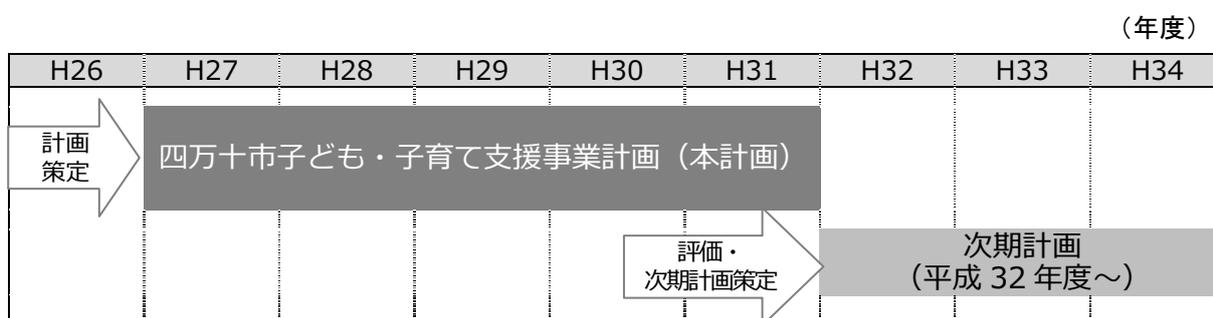
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で上位計画である「四万十市総合計画」やその他関連計画等、これまでの本市における取り組みの継続性を保ち、総合的・一体的な取り組みを進めることを考慮して策定しています。

なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深くかかわりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「四万十市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承するものとしします。

## 第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。計画最終年度である平成 31 年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

なお、本計画期間においてさまざまな状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合、随時計画の見直しを行っていきます。



## 第4節 計画の策定にあたって

### (1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態、意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、未就学児童の保護者、小学生児童（9歳以下）の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

- 調査対象者：四万十市内在住の「未就学児童」をお持ちの世帯・保護者（未就学児童調査）  
四万十市内在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間：平成26年1月14日（火）～平成26年1月27日（月）
- 調査方法：保育・教育機関を通じての配布・回収及び郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
未就学児童	1,330件	898件	67.5%
小学生児童	780件	635件	81.4%
合計	2,110件	1,533件	72.6%

※調査結果の概要につきましては、調査結果報告書に取りまとめています。

#### 【ニーズ調査の結果表示について】

- ◆回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ◆複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◆図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◆図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

### (2) 計画の策定体制

策定にあたっては、検討機関として市民の代表からなる「四万十市子ども・子育て委員会」を設置し、福祉事務所を事務局として計画の審議、検討を行いました。

## 第2章

### 子ども・子育てを取り巻く状況

---

---

## 第1節 統計による四万十市の状況

### (1) 四万十市の概要

本市は、平成17年4月10日に旧中村市と旧西土佐村が合併し発足しました。位置的には、高知県の西南部「幡多地域」(3市2町1村)のほぼ中央にあり、東部は黒潮町、西部は宿毛市、南部は土佐清水市・三原村、北西部は愛媛県松野町と接した総面積632.42k㎡の都市です。

豊富な山林資源に加え、市域を貫流する日本最後の清流四万十川は中流域で西から南に大きく方向を変え、下流域では市街地を太平洋に向かって南流し、太平洋(土佐湾)に注いでいます。

雄大な自然に囲まれた本市は、海岸沿いと四万十川下流域周辺、支流沿いに発達して市街地が形成され、交通網の充実により周辺市町村との重要な交通路となっています。中山間地域では、支流沿いに集落が形成されて耕地が点在しています。

高知県西部に位置する本市は国道56号、土佐くろしお鉄道により高知県中東部の地域と連結しており、県都高知市とは車で約2時間、鉄道で約1時間40分の距離にあります。地域的に狭い生活圏を形成しているため、商圈、後背人口も狭く限られたものとなっています。

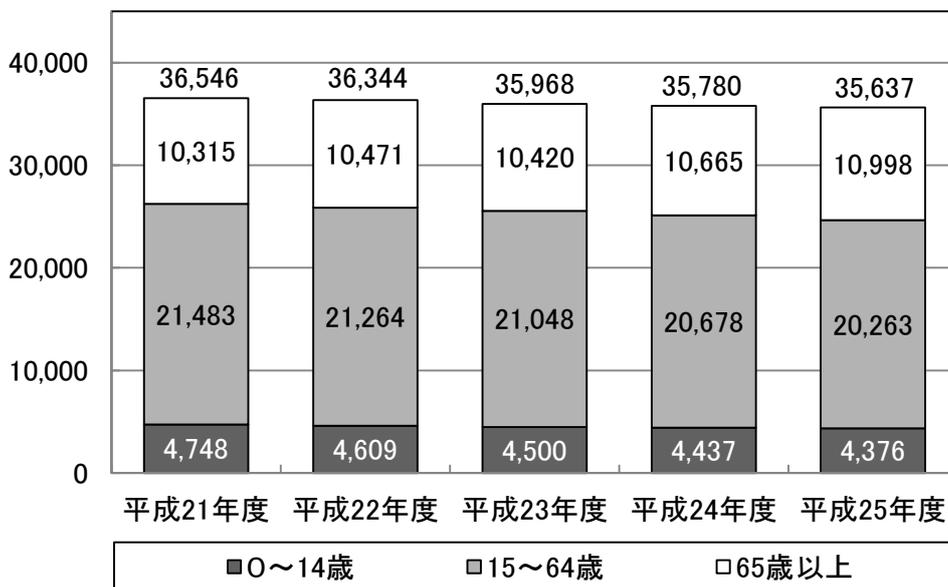


(2) 人口の状況

①年齢3区分別及び年少人口割合の推移

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。年少人口においては、特に6～11歳の減少率が高くなっています。本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。

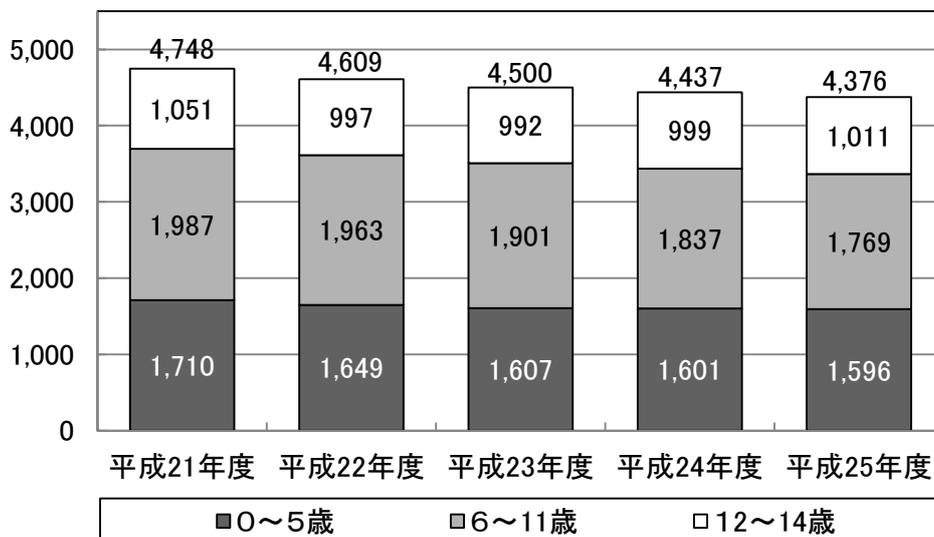
<年齢3区分別人口割合>  
(人)



資料:四万十市 住民基本台帳(各年度4月1日付)

<年少人口割合>

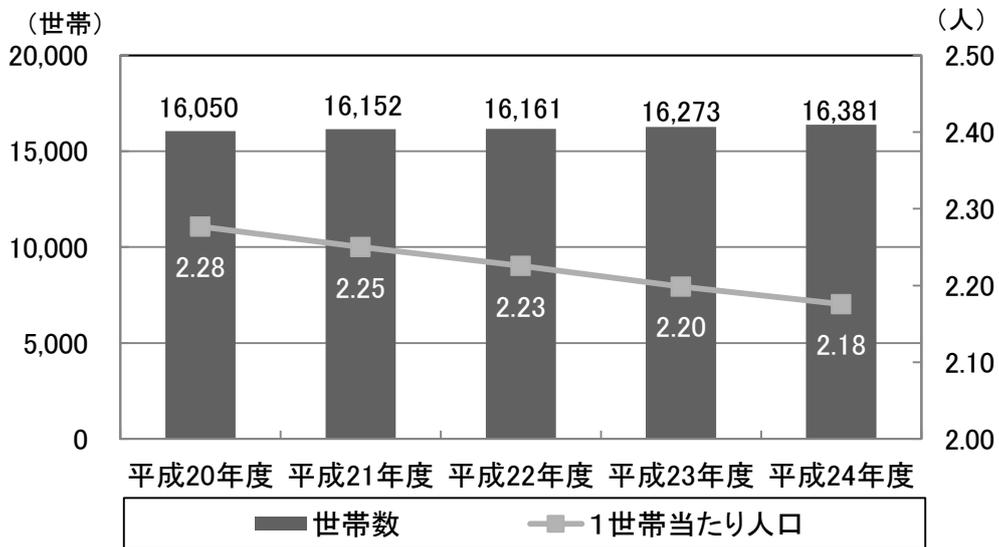
(人)



資料:四万十市 住民基本台帳(各年度4月1日付)

### ②世帯数の推移

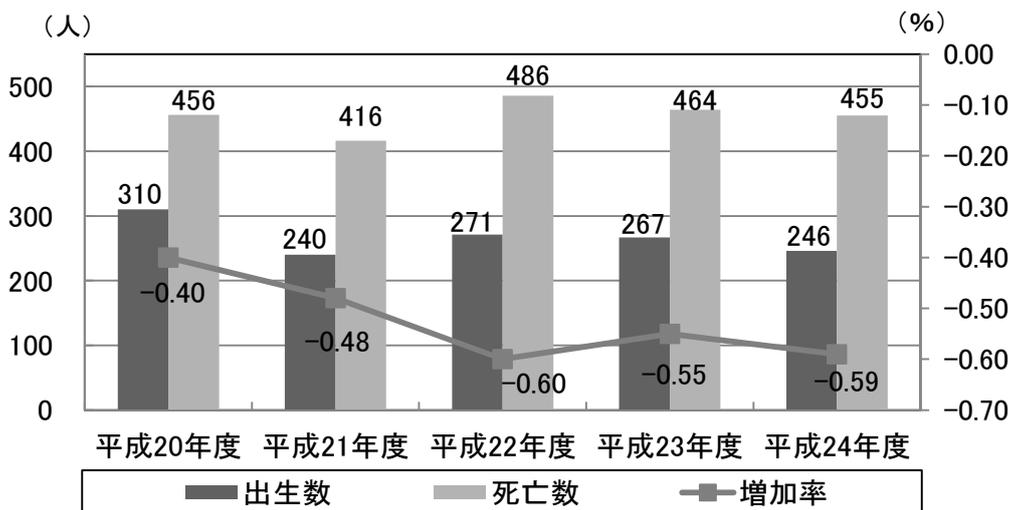
世帯数は増加傾向にありますが、1世帯あたり人口は年々減少しています。核家族化、少子化進行の影響がうかがえます。



資料:総務省 住民基本台帳

### ③自然動態の推移

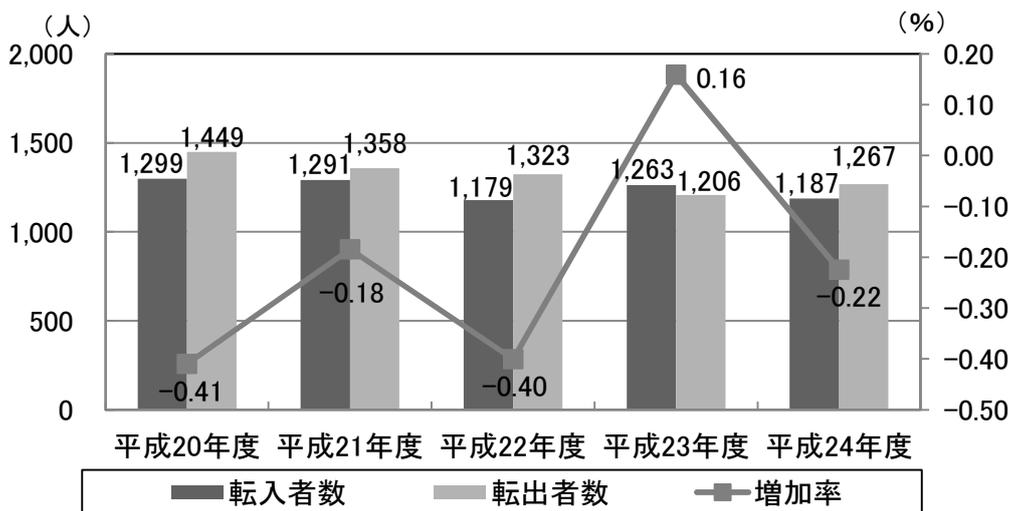
出生数、死亡数ともに平成22年度に一度増加しましたが、その後はどちらも減少傾向にあります。増加率をみると、自然動態は緩やかな減少傾向にあるといえます。



資料:総務省 住民基本台帳

#### ④社会動態の推移

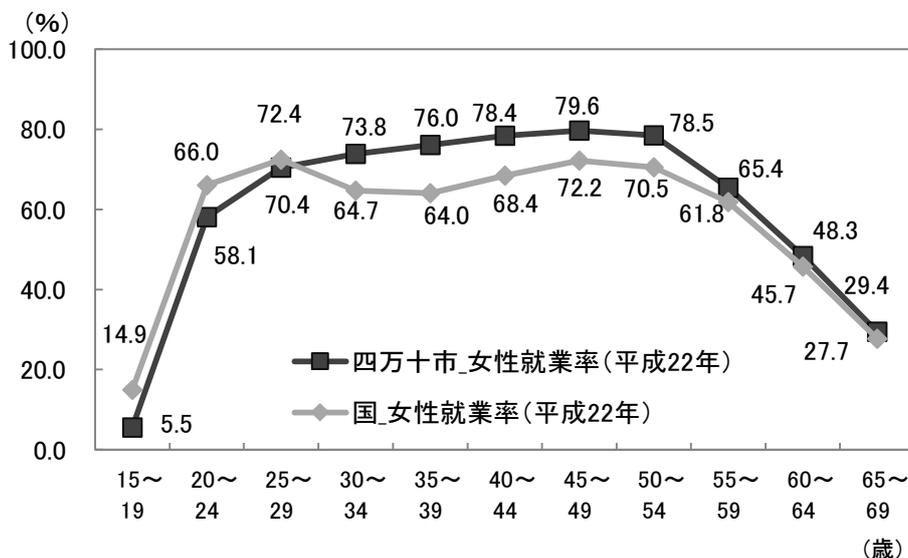
平成 23 年度に転入者数と転出者数が逆転しましたが、その他の年度においては転出者数が転入者数を上回っています。増加率は微増、微減を繰り返しており、顕著な傾向は見られませんが、人口の減少に伴い、社会動態の全体数も減少しています。



資料:総務省 住民基本台帳

#### ⑤女性就業率の状況

30 歳未満においては国の就業率を下回っていますが、30 歳以上はどの年代も国の就業率を上回っています。また、20 代後半から 30 代の女性の就業率が下がることで描かれる「M字カーブ」が本市では描かれておらず、結婚や出産を機に離職する女性が少ないことがうかがえます。



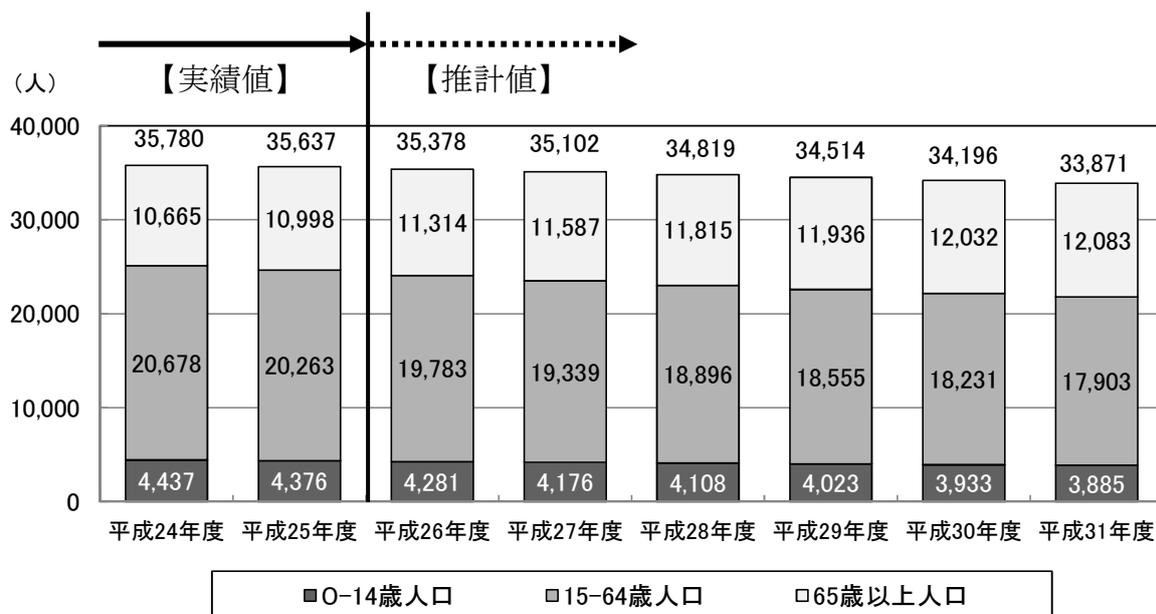
資料:国勢調査

### ⑥人口推計

総人口は計画期間内において、年々減少するものと見込まれます。

また、年齢3区分別の推計をみると、年少人口（0－14歳）と生産年齢人口（15－64歳）は減少するもの、老年人口（65歳以上）は増加するものと見込まれます。

今後も少子高齢化は進行するものと見込まれます。



資料：平成 24～25 年度実績 四万十市 住民基本台帳（各年度4月1日付）

平成 26～31 年度推計 平成 21～25 年度実績よりコーホートセンサス変化率法により算出

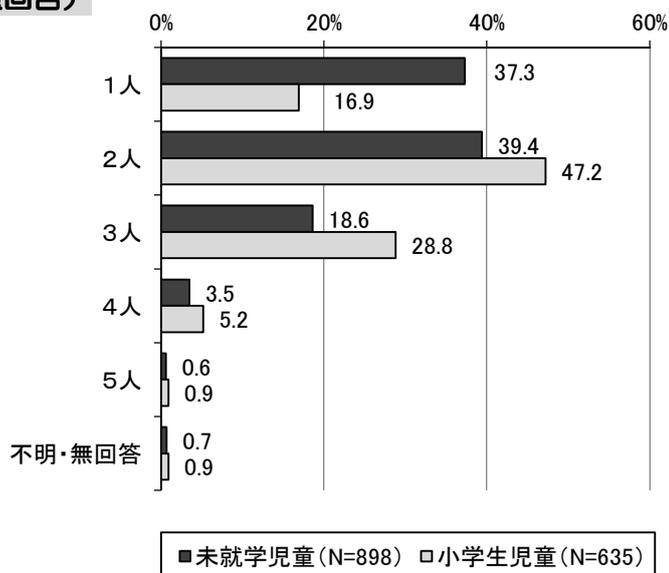
## 第2節 アンケート調査結果の概要

### (1) 子どもと家族の状況、子育てをめぐる環境について

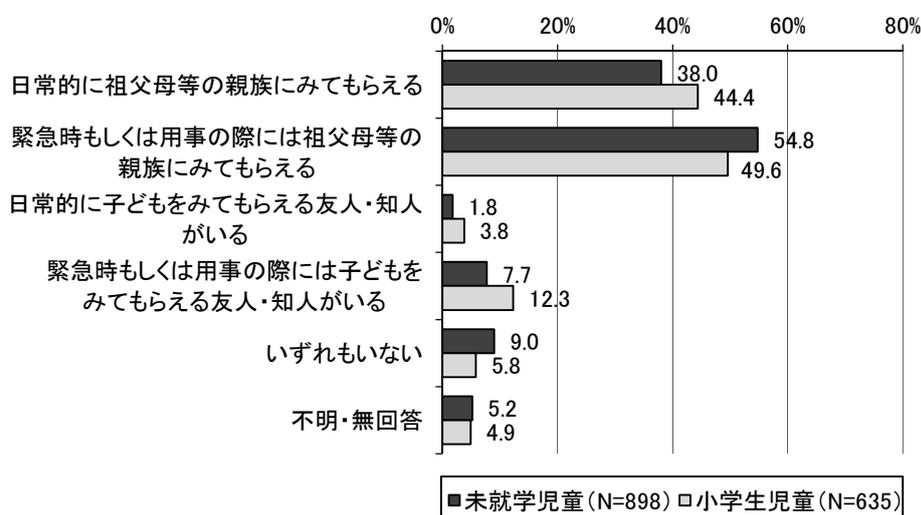
子どもの人数について、小学生児童は「2人」に次いで「3人」が高くなっていますが、未就学児童は「2人」に次いで「1人」が高くなっています。本市においても少子化の傾向が見られます。

また、日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、未就学児童・小学生児童ともに「日常的」または「緊急時」に「祖父母等の親族にみてもらえる」が高くなっていますが、「(親族・知人の) いずれもない」に1割未満ですが回答があり、こういった方たちへの支援をどうしていくかが課題となってきます。

#### ◎子どもの人数（数量回答）



#### ◎日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

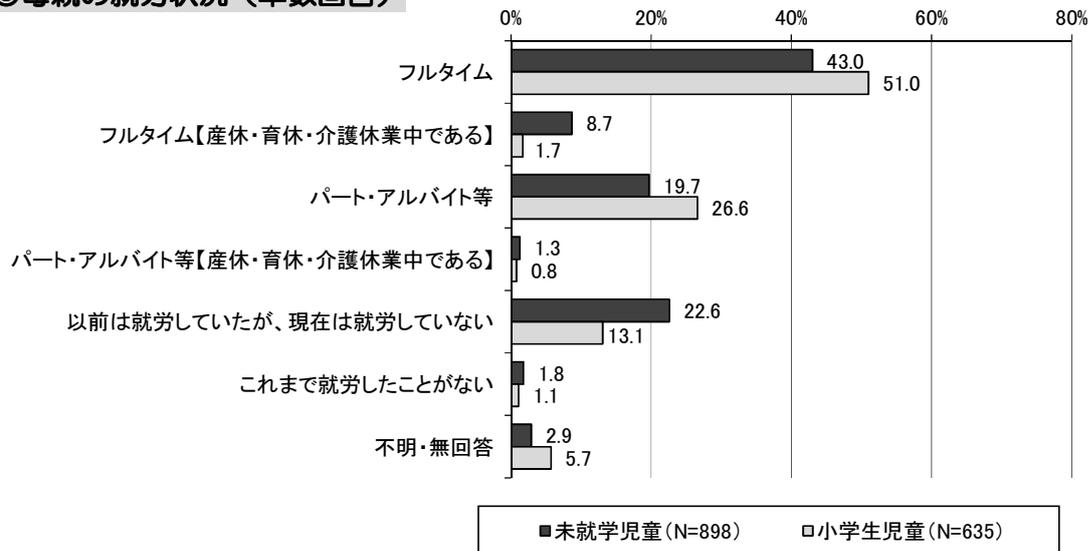


## (2) 母親の就労状況について

母親の就労状況について、「フルタイム（休暇中を含む）」と「パートタイム（休暇中を含む）」を合わせると、未就学児童は約7割が、小学生児童では約8割が『就労している』となっています。全国から見ても、母親の就労率は高くなっています。

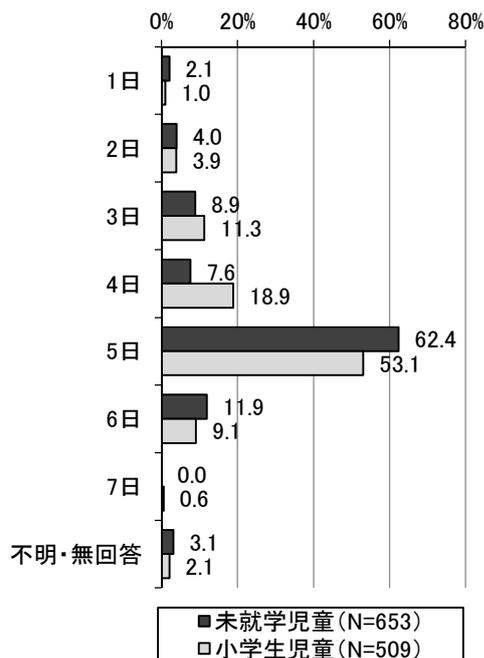
また、就労日数・時間について、「フルタイム」・「パートタイム」にかかわらず、「5日」、「8時間」就労が約半数を占めています。

### ◎母親の就労状況（単数回答）

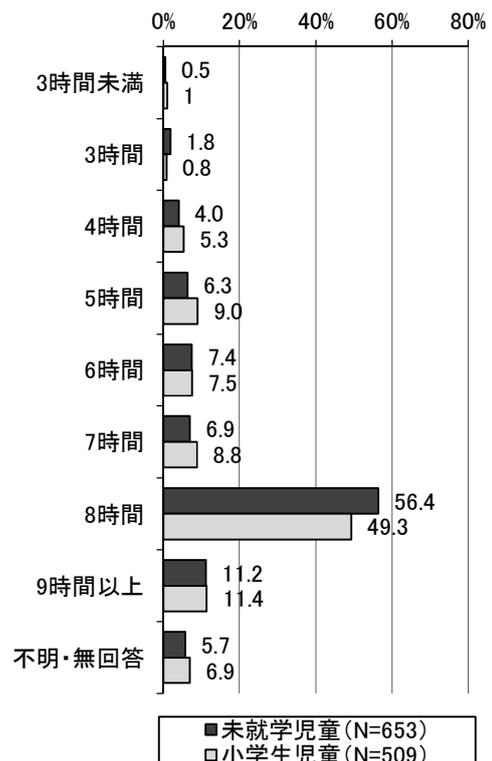


### ※『就労している』方のみ

#### ◎母親の1週当たりの就労日数（数量回答）



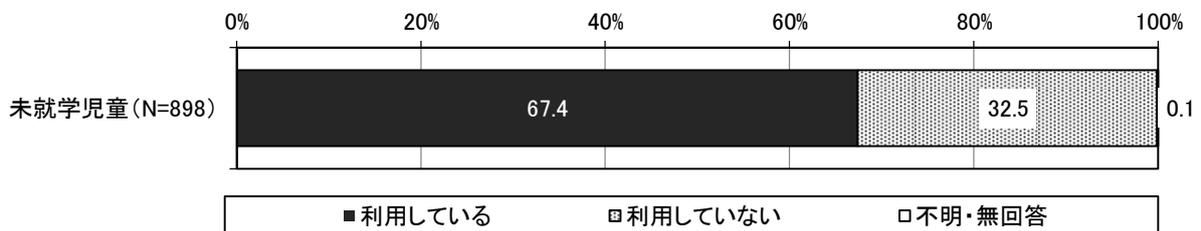
#### ◎母親の1日当たりの就労時間（数量回答）



### (3) 教育・保育事業の利用について（未就学児童）

教育・保育事業の利用について、現在、約7割が平日に何らかの教育・保育事業を利用しており、その内の8割弱が「認可保育所」を利用しています。また、今後利用したい事業においても「認可保育所」がもっとも高く、8割弱となっています。「幼稚園」は実際の利用は6.0%ですが、19.6%の方が今後利用したいと回答しています。一方で、「その他の認可外の保育施設」の実際の利用は11.4%ですが、今後利用したいかでは8.1%と減少しています。

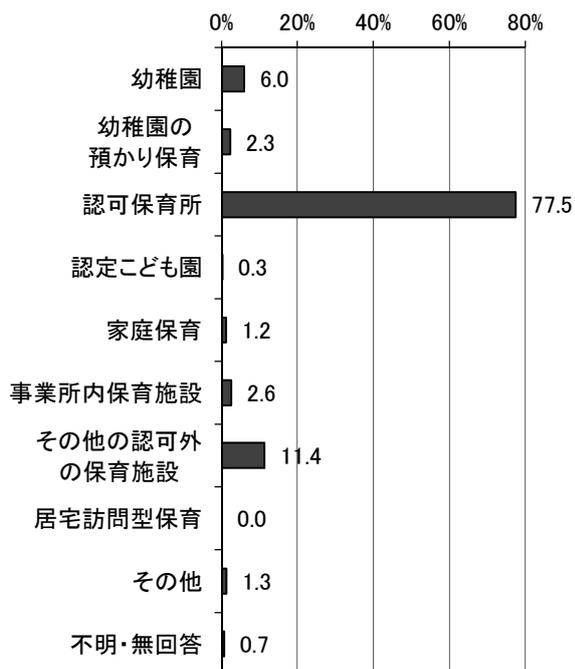
#### ◎現在、平日に定期的に利用している教育・保育事業の有無（単数回答）



#### ◎現在利用している事業（単数回答）

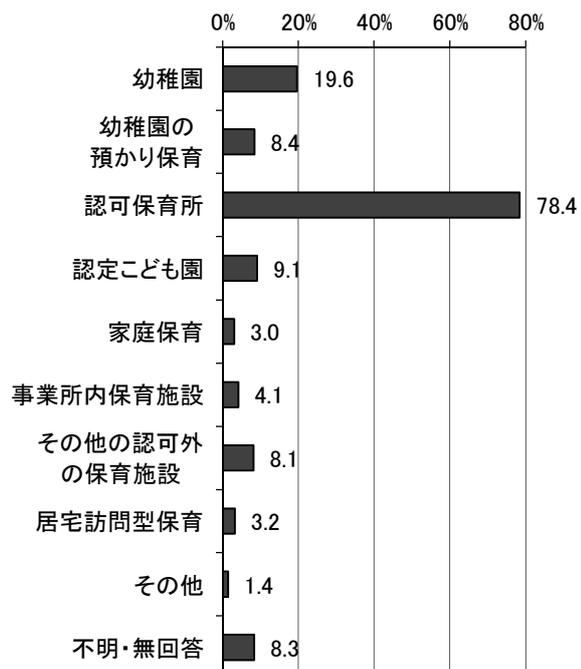
※上記設問で「利用している」と  
答えられた方のみ

未就学児童 (N=605)



#### ◎今後利用したいと考える事業（複数回答）

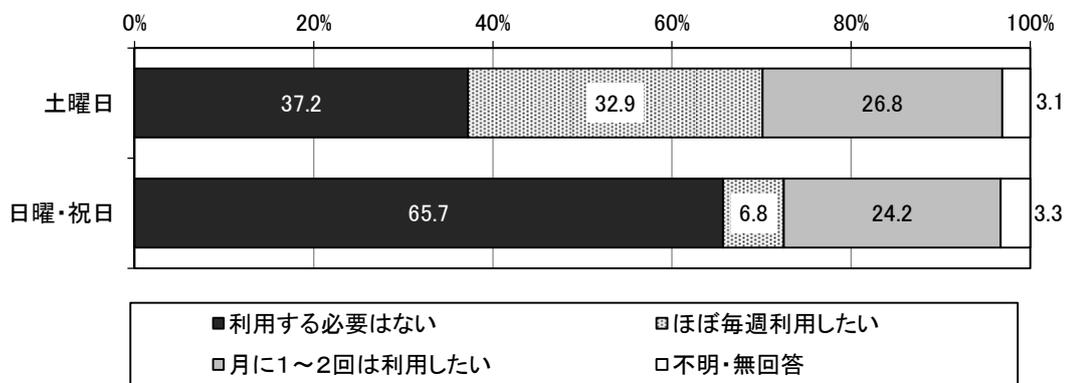
未就学児童 (N=898)



土日祝日の事業の利用希望について、土曜日は「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた『利用したい』が6割弱になっています。日曜・祝日は約3割が『利用したい』となっています。また、長期休暇中は「ほぼ毎日利用したい」と「週に数日利用したい」を合わせた『利用したい』が約3割となっており、長期休暇も含めた休日における事業の利用希望が、少なからずあることが分かります。こうしたニーズにどう対応していくかが課題となります。

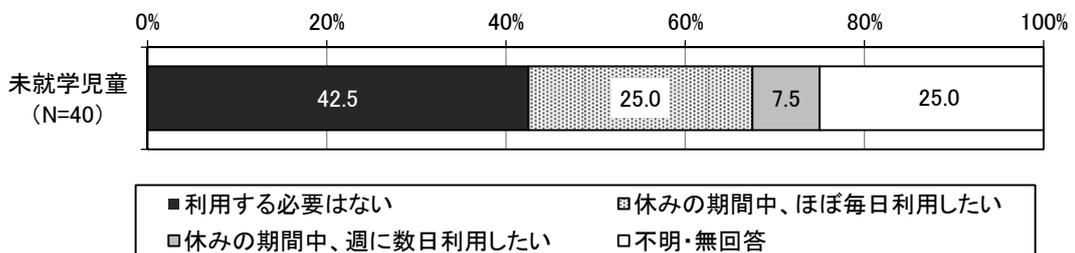
**◎土曜日、日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望の有無（単数回答）**

未就学児童(N=898)



**◎長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望の有無（単数回答）**

※ 幼稚園を利用されている方のみ

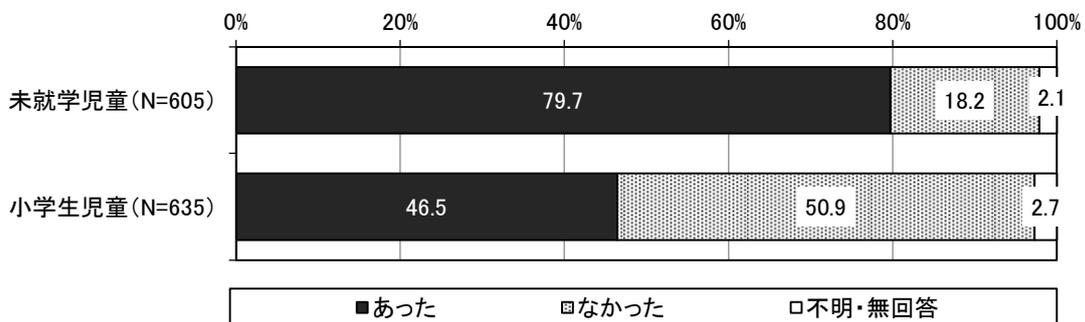


#### (4) 病児・病後児保育について

病児・病後児保育について、未就学児童は半数以上が「あれば利用したい」となっています。こうしたニーズにどう対応していくかが課題となります。また、自宅からの利用可能距離と時間については、「11～15km」、「21分以上」と回答された方も少なくなく、近ければ近いほどよいという結果にはなっていません。

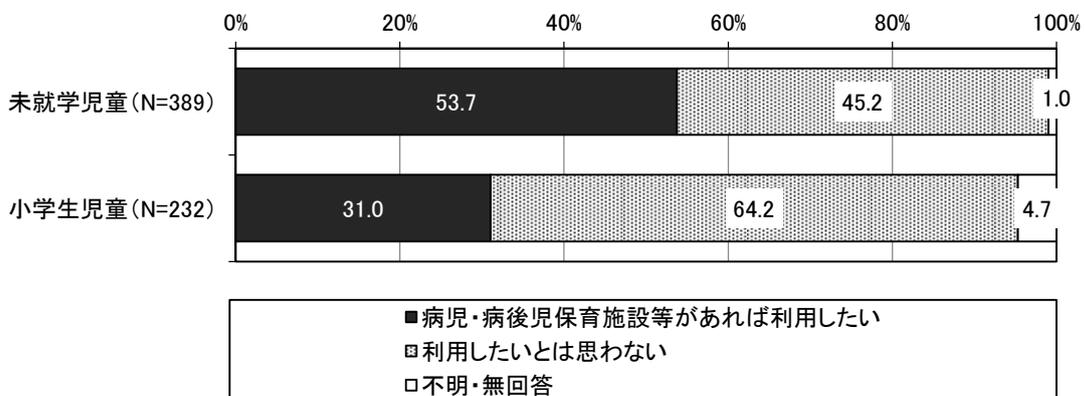
#### ◎この1年間に、病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無（単数回答）

##### ※未就学児童は定期的な教育・保育事業を利用されている方のみ

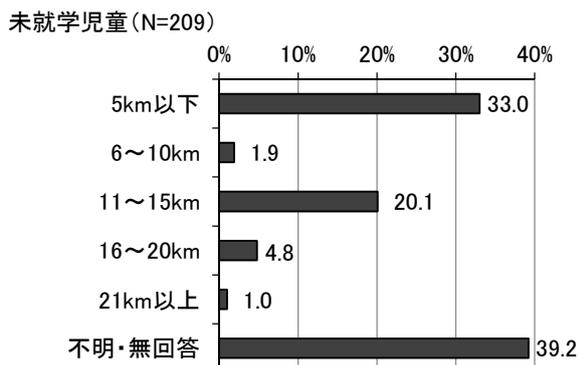


#### ◎その際、「病児・病後児保育施設等があれば利用したい」と思ったか（単数回答）

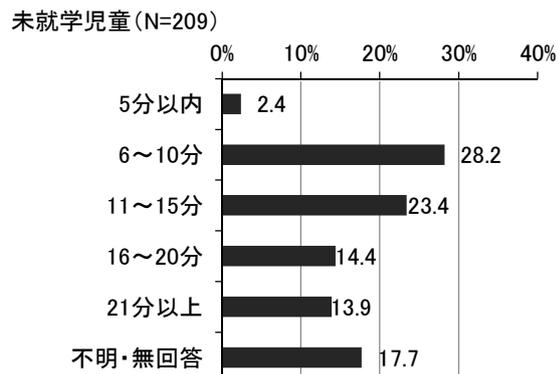
##### ※上記設問で「あった」と答えられた方のみ



#### ◎自宅から施設までの利用可能距離（数量回答）



#### ◎自宅から施設までの利用可能時間（数量回答）

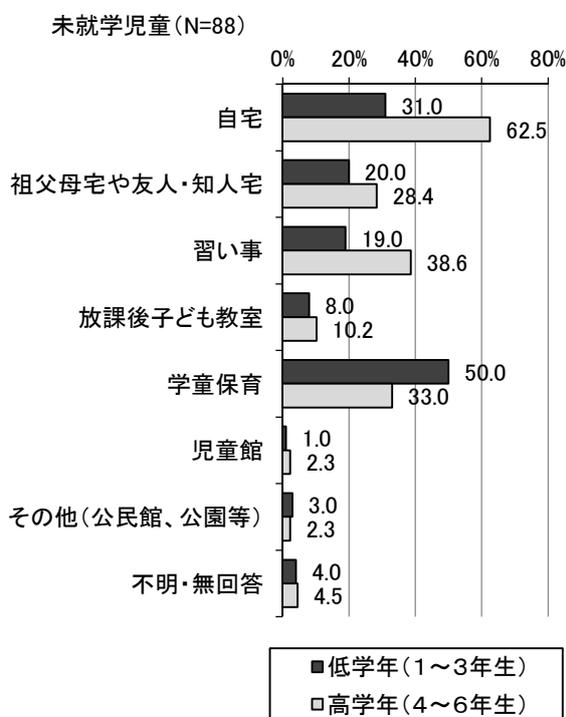


### (5) 放課後の過ごし方について

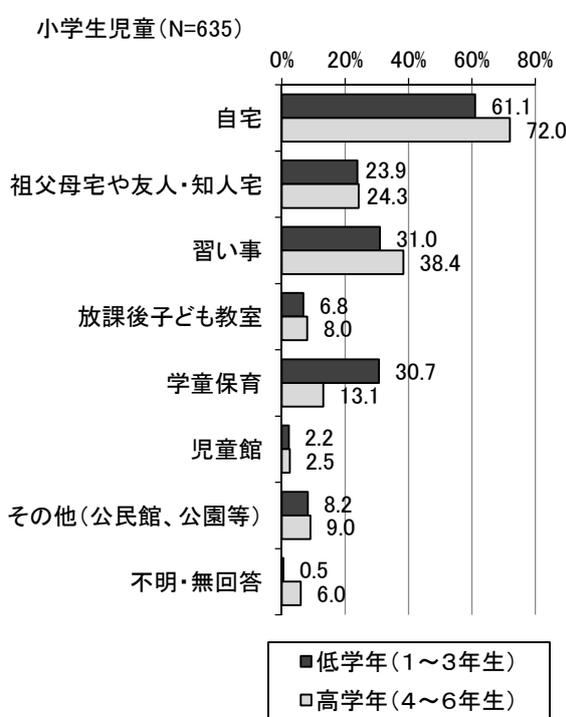
放課後の過ごし方について、未就学児童は、低学年（1～3年生）において「学童保育」がもっとも高く、半数を占めています。一方で、現在小学校低学年の児童の放課後の過ごし方をみると、「自宅」がもっとも高く、約6割となっており、「学童保育」は約3割となっています。環境等の違いを考慮しても、小学校入学前の『希望』と入学後の『現実』との差は大きく、これらの結果を勘案して、事業計画に反映させる必要があります。

#### ◎放課後をどこで過ごさせたいか ＜未就学児童＞（複数回答）

※未就学児童はお子さんが5歳以上の方のみ



#### ◎放課後をどこで過ごしているか ＜小学生児童＞（複数回答）



土日祝日及び長期休暇中の学童保育の利用希望について、未就学児童は土曜日と長期休暇中の「低学年（1～3年生）の間は利用したい」と「高学年に（4～6年生）になっても利用したい」を合わせた『利用したい』が半数を超えており、日曜・祝日は約2割が『利用したい』と回答しています。

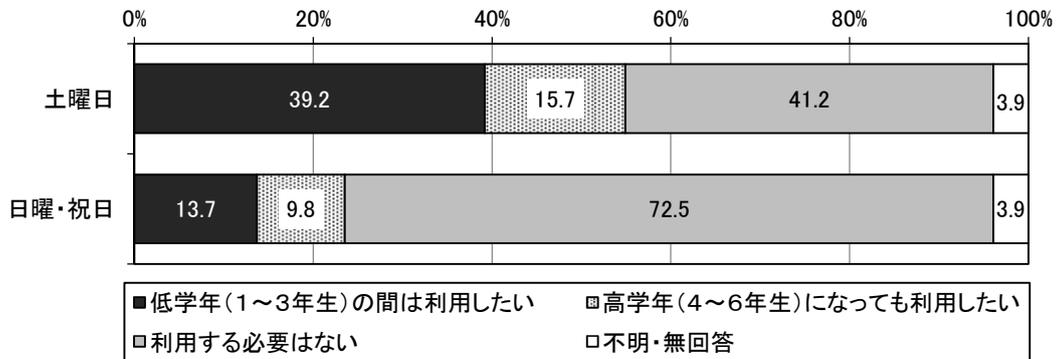
小学生児童は、土曜日と長期休暇中の『利用したい』が約4割となっており、日曜・祝日は約2割が『利用したい』と回答しています。

未就学児童・小学生児童ともに、休暇中（特に土曜日と長期休暇中）の学童保育を希望する声は少なくなく、検討すべき課題であると考えられます。

※ 未就学児童・小学生児童ともに、前設問で「学童保育」と答えられた方のみ

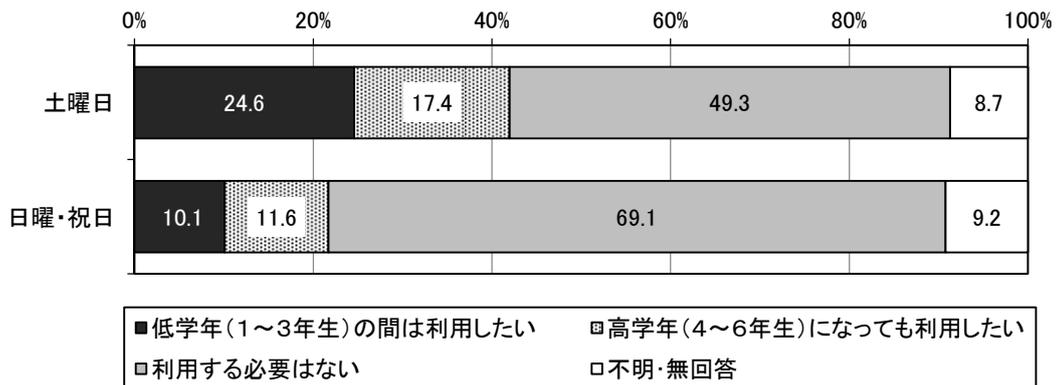
◎土曜日、日曜・祝日の学童保育の利用希望の有無＜未就学児童＞（単数回答）

未就学児童(N=51)



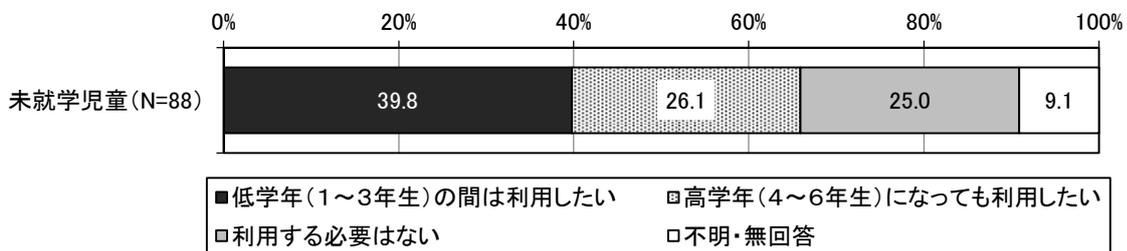
◎土曜日、日曜・祝日の学童保育の利用希望の有無＜小学生児童＞（単数回答）

小学生児童(N=207)

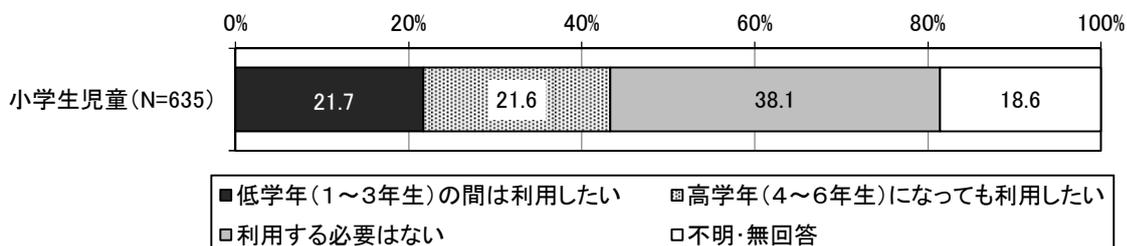


◎長期休暇中の学童保育の利用希望の有無＜未就学児童＞（単数回答）

※ 未就学児童はお子さんが5歳以上の方のみ



◎長期休暇中の学童保育の利用希望の有無＜小学生児童＞（単数回答）



### 第3節 次世代育成支援行動計画（後期）の評価

#### （1）特定事業における目標事業量の進捗・達成状況

事業項目		平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度 実績
通常保育事業 （3歳未満児）	認可保育所：人	318	300	374
	認可外保育所：人	79	60	119
通常保育事業 （3歳以上児）	認可保育所：人	752	661	684
	認可外保育所：人	8	23	11
特定保育事業	人	0	0	0
	ヶ所	0	0	0
延長保育事業	人	8	8	4
	ヶ所	2	2	2
夜間保育事業	人	0	0	0
	ヶ所	0	0	0
トワイライトステイ事業	人	0	0	0
	ヶ所	0	0	0
休日保育事業	人	0	0	0
	ヶ所	0	0	0
病児・病後児保育事業	人	0	0	0
	ヶ所	0	0	0
体調不良型事業	人	0	0	0
	ヶ所	0	0	0
放課後児童健全育成事業	人	319	362	301
	ヶ所	12	9	7
放課後子ども教室	ヶ所	4	7	7
一時預かり事業	人	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	ヶ所	1	1	1
ファミリー・サポート・センター事業	ヶ所	0	0	0
ショートステイ事業	ヶ所	1	1	1

(2) 子育て・子育て支援施策における目標事業量の進捗・達成状況

事業項目	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度 実績
0歳児保育	2ヶ所	3ヶ所	2ヶ所
障害児保育	全希望者員受入	全希望者員受入	全希望者員受入
育児支援家庭訪問事業	571名	充実	263名
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	100%(中) 100%(西)	100%(中) 100%(西)	97.5%(中) 100%(西)
地域子育てネットワーク会議 (地域協議会)の開催	代表者会議:1回 実務者会議:4回 (研修会含) 個別会議:必要に 応じ開催	代表者会議:1回 実務者会議:4回 (研修会含) 個別会議:必要に 応じ開催	代表者会議:1回 実務者会議:4回 (研修会含) 個別会議:必要に 応じ開催
交流の場の提供 (自主活動組織等)	21回(中) 3回(西)	21回(中) 12回(西)	22回(中) 12回(西)
思春期保健対策	希望校で実施	充実	希望校で実施
乳幼児健診の実施(乳児健診)	90.1%(中) 94.2%(西)	100%(中) 100%(西)	93.8%(中) 85.1%(西)
(1歳6か月等健診)	87.4%(中) 94.7%(西)	100%(中) 100%(西)	92.1%(中) 80.0%(西)
(3歳児健診)	80.7%(中) 90.9%(西)	100%(中) 100%(西)	92.1%(中) 89.5%(西)
育児相談の実施	相談延人数 466名(中) 32名(西)	充実	12回(473名)(中)
自然体験活動の開催 (自然生活体験キャンプ)	31名参加	40名参加	31名参加
家庭教育講座の開催 (夏休み子ども体験学習)	19名参加	70名参加	実施なし
親子参加の体験活動の開催 (親子たこ作り教室)	32名参加	70名参加	36名参加
スクールカウンセラーの配置	6校3名 研究所1名	充実	11校3名 研究所1名

事業項目	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度 実績
食育の推進	全保育所・ 小中学校実施	全保育所・ 小中学校実施	全保育所・ 小中学校実施
交通安全教室の開催 (保育所・学校での開催)	25ヶ所実施	21ヶ所実施	25ヶ所実施
児童館の運営	4, 603名	5, 200名	4, 199名
子ども健康まつり(西)	36名	充実	25名
児童・生徒の採血・心電図検診 (西)	園児:84. 1% 小中学生:98. 8% 高校生:93. 8%	園児:- 小中学生:100% 高校生:100%	園児:未実施 小中学生:99. 5% 高校生:100. 0%
子どもの人権啓発	・人権フェスティバル の充実 小・中学生人権 絵画標語展 小中計1, 772点 ・社会教育関係団体 支援 PTAの人権研修 支援の充実	・人権フェスティバル の充実 小・中学生人権絵 画標語展の充実 ・社会教育関係団体 支援 PTAの人権研修 支援の充実	・人権フェスティバル の充実 小・中学生人権 絵画標語展 小中計1, 663点 ・社会教育関係団体 支援 PTAの人権研修 支援の充実
公園の整備	73ヶ所	78ヶ所	73ヶ所

※(中)は中村地域、(西)は西土佐地域

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

---

## 第1節 基本理念

「四万十市次世代育成支援行動計画（後期計画）」では、

- (1) 地域社会全体で少子化に取り組みます
- (2) 家庭での子育てを基本とします
- (3) 地域で学び、子育てを支援します
- (4) 子育ての喜びが実感できる配慮をします

という4点を基本理念に掲げ、地域での子育て支援体制の整備、児童福祉の推進、保育サービス等の充実等、子育て支援に関するさまざまな施策に取り組んできました。

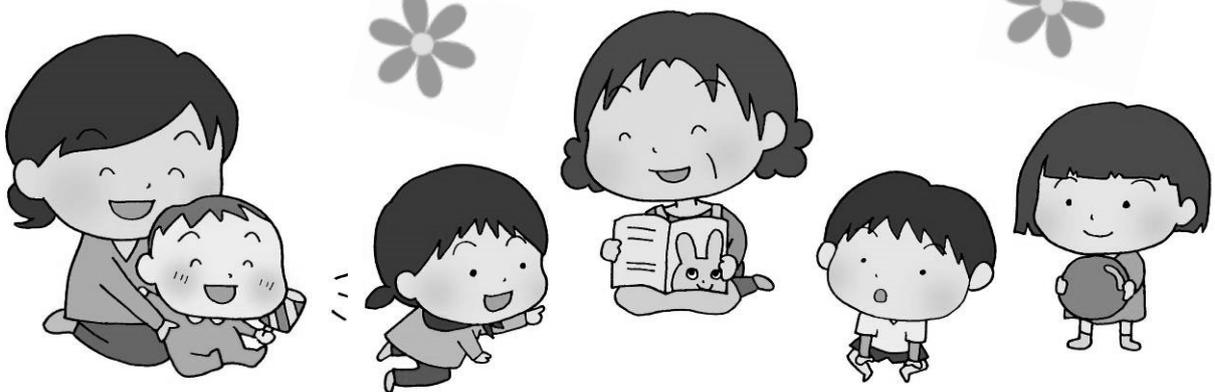
また、「四万十市地域福祉計画」においても、「住民主体の地域福祉」、「共生の地域福祉」、「地域に根ざした地域福祉の創造」を基本方針に、地域社会全体で子育て支援を推進していく施策を進めています。

この流れを発展的に継承しつつ、すべての子どもが健やかに育ち、笑顔の花を咲かせられるように、それぞれの子育て家庭が地域に支えられ、子どもの成長に喜びを感じられる、あったか子育てのまちになることを目指して、本計画では次のとおり基本理念を掲げることとします。

### 基本理念

# 大きく咲かそう子どもの笑顔

## ～あったか子育てのまち しまんと～



## 第2節 基本目標

基本理念の内容を実現するため、下記の5項目を基本目標として掲げ、施策の方向性を明らかにするとともにその総合的な展開を図ります。

### 基本目標1：教育・保育の充実

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもの幼児期における質の高い教育・保育を保障することを目指しています。「四万十市総合計画」と連携しながら、すべての地域の子どもの家庭の状況にかかわらず、等しく質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めます。

### 基本目標2：地域における子育ての支援

基本理念に掲げたとおり、みんなが子どもを見守り育ていけるような『あったか子育てのまち』づくりを推進するとともに、身近な場所で利用できる子育てサービスの充実に努めます。また、適切な給付や支援を実施し、子育て家庭の経済的負担が軽減されるよう取り組みます。

### 基本目標3：母子の健康確保と少子化対応

働く女性の増加と初婚年齢の上昇に伴い、出産年齢も自ずと上昇している昨今、妊婦健康診査の重要性が一層高まってきています。母子の安全と健康確保のため、各種健診を充実させるとともに、これまでの母子保健対策等の取り組みを維持・充実させ、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる体制づくりを推進します。

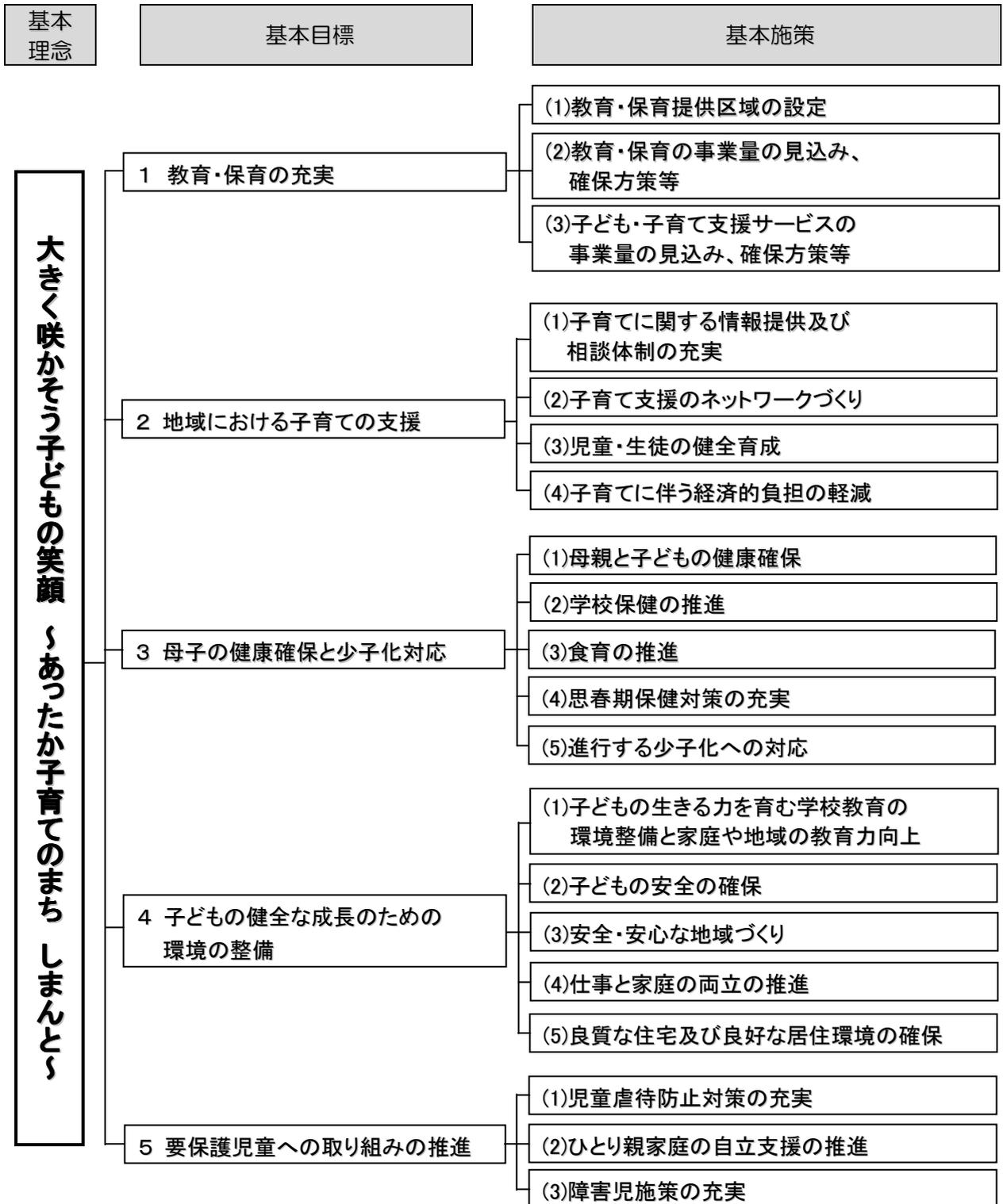
### 基本目標4：子どもの健全な成長のための環境の整備

子どもの豊かな心・健やかな身体・確かな学力を育てるためには、学校だけではなく、家庭や地域の教育力を向上させることが必要です。このため、家庭・学校・地域・行政が連携しながら、教育環境の整備・充実に努めます。また、子どもの安全な成長のため、交通安全や防犯等に配慮した生活環境の整備に取り組みます。

### 基本目標5：要保護児童への取り組みの推進

子どもへの虐待の未然防止、また早期発見・早期対応のためには、関係機関が連携し、迅速かつ適切に対応することが必要です。また、障害のある子どもや、ひとり親家庭の子ども等、さまざまな状況にあるすべての子どもが等しく健やかに育ち、それぞれの家庭が安心して子育てができるよう、支援を推進します。

### 第3節 施策の体系



## 第4章 施策の展開

---

---

## 第1節 教育・保育の充実

### (1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の实情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、市の地理的条件、地域性、教育・保育施設の整備状況等を踏まえたうえで、効率的な資源の活用を可能とし、市民のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を中村地域・西土佐地域の**2区域**とします。

#### ■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

	事業区分	提供区域	考え方
教育・保育	1号認定(3～5歳:教育)	2区域	地理的条件や利用実態、供給体制の状況を踏まえ、中村地域・西土佐地域の2区域とします。
	2号認定(3～5歳:保育)	2区域	
	3号認定(0～2歳:保育)	2区域	
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業	2区域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域とします。
	放課後児童健全育成事業	2区域	地理的条件や利用実態、供給体制の状況を踏まえ、中村地域・西土佐地域の2区域とします。
	子育て短期支援事業	1区域	供給体制の状況を踏まえ、中村地域・西土佐地域を合わせた1区域とします。
	地域子育て支援拠点事業	1区域	
	一時預かり事業	2区域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域とします。
	病児・病後児保育事業	1区域	供給体制の状況を踏まえ、中村地域・西土佐地域を合わせた1区域とします。
	ファミリー・サポート・センター事業	1区域	
	妊婦健診事業	2区域	地理的条件や利用実態、供給体制の状況を踏まえ、中村地域・西土佐地域の2区域とします。
	乳児家庭全戸訪問事業	2区域	
	養育支援訪問事業	2区域	
	利用者支援事業	1区域	供給体制の状況を踏まえ、中村地域・西土佐地域を合わせた1区域とします。

(2) 教育・保育の事業量の見込み、確保方策等

■各年度における教育・保育の量の見込み

①教育【2区域】

【中村地域】

単位:人/年

中村地域	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度				
	1号	2号※	合計	1号	2号※	合計	1号	2号※	合計		
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳			
①量の見込み	30	40	70	30	40	70	30	39	69		
②確保方策	幼稚園・認定こども園		135	45	180	135	45	180	135	45	180
②-①	105	5	110	105	5	110	105	6	111		

中村地域	平成 30 年度			平成 31 年度				
	1号	2号※	合計	1号	2号※	合計		
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳			
①量の見込み	30	39	69	29	39	68		
②確保方策	幼稚園・認定こども園		135	45	180	135	45	180
②-①	105	6	111	106	6	112		

※2号認定のうち、教育の利用希望が高い者

■教育の確保方策の内容

①教育【中村地域】

- ・現在、地域内1ヶ所（私立：1園）で事業を実施しています。
- ・確保に対して量の見込みが過少ですが、幼稚園は認定こども園への移行が決定しており（平成27年度より移行予定）、移行初年度の利用実績を踏まえたうえで調整を検討していきます。

**【西土佐地域】**

単位:人/年

西土佐地域	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	1号 3-5歳	2号※ 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号※ 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号※ 3-5歳	合計
①量の見込み	0	2	2	0	2	2	0	2	2
②確保方策 幼稚園・ 認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	0	▲2	▲2	0	▲2	▲2	0	▲2	▲2

西土佐地域	平成 30 年度			平成 31 年度		
	1号 3-5歳	2号※ 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号※ 3-5歳	合計
①量の見込み	0	1	1	0	2	2
②確保方策 幼稚園・ 認定こども園	0	0	0	0	0	0
②-①	0	▲1	▲1	0	▲2	▲2

※2号認定のうち、教育の利用希望が高い者

**■教育の確保方策の内容**

**①教育【西土佐地域】**

- ・現在、地域内では事業を実施していません。
- ・ニーズ量もごく少数のため、本計画では事業を実施しませんが、今後ニーズ量が増えるようであれば、認定こども園への移行も視野に入れて検討していきます。

**★教育・保育の一体的な提供**

- ・平成 27 年度より幼稚園が認定こども園へ移行する予定です。
- ・その他の施設の認定こども園への移行や整備については、地域性等を考慮しながら必要性について検討していきます。

## ②保育【2区域】

### 【中村地域】

単位：人／年

中村地域	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	634	100	367	637	100	369	632	100	367	
②確保方策	認定こども園・ 保育所	877	30	385	877	42	409	857	42	409
	認可を受けな い保育事業	8	39	42	8	33	28	8	33	28
	事業所内保育	—	2	2	—	2	2	—	2	2
②-①	251	▲29	62	248	▲23	70	233	▲23	72	

中村地域	平成 30 年度			平成 31 年度			
	2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	623	100	364	617	100	360	
②確保方策	認定こども園・ 保育所	857	42	409	838	65	409
	認可を受けな い保育事業	8	33	28	8	33	28
	事業所内保育	—	2	2	—	2	2
②-①	242	▲23	75	229	0	79	

### ■保育の確保方策の内容

#### ②保育【中村地域】

- ・現在、地域内 17 ヶ所（公立：15 園、私立：2 園）で事業を実施していますが、平成 27 年度当初からの幼稚園の認定こども園への移行（保育所機能増設）や認可外施設 1 ヶ所の平成 27 年度中の認可保育所への移行が予定されています。
- ・ニーズ調査の結果より、2号認定と3号認定の1・2歳については、現在の供給体制及び供給量で充足していると考え、調整等を検討しつつ事業提供を行っていきます。
- ・3号認定の0歳については、現在確保が不足している状況ですが、計画期間内で体制を整備し、待機児童0人を目指します。
- ・現在実施している事業所内保育施設1ヶ所が、平成27年4月から特定地域型保育給付の事業所内保育事業として実施予定となっています。
- ・広域利用も見込まれるため、入園を希望する市町において円滑な利用ができるよう、近隣市町との連携に努めます。

**【西土佐地域】**

単位：人／年

西土佐地域	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			
	2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号		
	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	41	0	20	36	0	20	36	0	20	
②確保方策	認定こども園・ 保育所	75	0	30	75	0	30	75	0	30
	認可を受けな い保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①	34	0	10	39	0	10	39	0	10	

西土佐地域	平成 30 年度			平成 31 年度			
	2 号	3 号		2 号	3 号		
	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	31	0	20	34	0	20	
②確保方策	認定こども園・ 保育所	75	0	30	75	0	30
	認可を受けな い保育事業	-	-	-	-	-	-
	事業所内保育	-	-	-	-	-	-
②-①	44	0	10	41	0	10	

**■保育の確保方策の内容**

**②保育【西土佐地域】**

- ・現在、地域内2ヶ所（公立：2園）で事業を実施しています。
- ・ニーズ調査の結果より、現在の供給体制及び供給量で全体としては充足していると考えられますが、年齢によっては待機が発生している現状を踏まえ、保育士の調整等を検討しつつ、引き続き事業提供を行っていきます。

(3) 子ども・子育て支援サービスの事業量の見込み、確保方策等

■各年度における子ども・子育て支援事業の量の見込み

①延長保育事業【2区域】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育を行う事業です。

【中村地域】

単位：人日／年

中村地域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	685	685	685	685	685
②確保方策	685	685	685	685	685
②-①	0	0	0	0	0

【西土佐地域】

単位：人日／年

西土佐地域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	45	45	45	45	45
②確保方策	45	45	45	45	45
②-①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

【中村地域】

- ・現在、地域内17ヶ所（公立：15園、私立：2園）で事業を実施していますが、平成27年度当初からの幼稚園の認定こども園への移行（保育所機能増設）や認可外施設1ヶ所の平成27年度中の認可保育所への移行が予定されています。
- ・ニーズ量が実績値を超過しておらず、現在の供給体制及び供給量で充足していると考えられるため、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

【西土佐地域】

- ・現在、地域内2ヶ所（公立：2園）で事業を実施しています。
- ・ニーズ量が実績値を超過しておらず、現在の供給体制及び供給量で充足していると考えられるため、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

## ②放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)【2区域】

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校就学児童に対し、学校や児童館等で、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。

### 【中村地域】

単位:人日/週

中村地域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	低学年	323	332	345	328	332
	高学年	112	96	94	98	98
	合計	435	428	439	426	430
②確保方策		304	304	367	367	495
②-①		▲131	▲124	▲72	▲59	65

### 【西土佐地域】

単位:人日/週

西土佐地域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	低学年	29	26	24	26	24
	高学年	31	28	27	27	24
	合計	60	54	51	53	48
②確保方策		99	99	99	99	99
②-①		39	45	48	46	51

## ■確保方策の内容

### 【中村地域】

- ・現在、地域内6ヶ所（中村小学校・中村南小学校・東山小学校・具同小学校・下田小学校・東中筋小学校）で事業を実施しています。
- ・所管課が実績を基に算出した予測人数を、見込み量として設定しました。整備等の取り組みは実施小学校区ごとに行っていきます。
- ・地域の要望に応じて、放課後児童クラブの開所時間の延長についても検討します。

### 【西土佐地域】

- ・現在、地域内1ヶ所（西土佐小学校）で事業を実施しています。
- ・放課後子ども教室と連携し、保護者の就労状況にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所の確保と、学習や体験・交流活動の提供を実施します。
- ・所管課が実績を基に算出した予測人数を、見込み量として設定しました。ニーズ量が実績値を超過しておらず、現在の供給体制及び供給量で充足していると考えられるため、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。
- ・地域の要望に応じて、放課後児童クラブの開所時間の延長についても検討します。

●放課後児童クラブ 実施小学校ごとの状況と取り組み

【中村地域】

＜中村小学校＞

単位：人日／週

中村地域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	44	34	32	29	31
	高学年	9	15	17	15	13
	合計	53	49	49	44	44
②確保方策		67	67	67	67	67
②－①		14	18	18	23	23

■取り組み内容

平成 31 年度までに学校余裕スペースを活用し、施設を整備する予定です。

＜中村南小学校＞

単位：人日／週

中村地域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	47	54	54	54	53
	高学年	18	14	11	13	15
	合計	65	68	65	67	68
②確保方策		32	32	32	32	68
②－①		▲33	▲36	▲33	▲35	0

■取り組み内容

平成 31 年度までに施設整備を完了し、受入可能人数を 36 人増加する予定です。

＜東山小学校＞

単位：人日／週

中村地域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	90	95	95	99	104
	高学年	28	19	26	23	24
	合計	118	114	121	122	128
②確保方策		65	65	128	128	128
②－①		▲53	▲49	7	6	0

■取り組み内容

平成 27 年度から学校余裕スペースの一時利用を開始し、平成 28 年度より改築を行い、平成 31 年度までに受入可能人数を 63 人増加する予定です。

＜具同小学校＞

単位：人日／週

中村地域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	105	118	130	121	122
	高学年	44	30	29	33	35
	合計	149	148	159	154	157
②確保方策		75	75	75	75	167
②－①		▲74	▲73	▲84	▲79	10

■取り組み内容

平成 31 年度までに施設整備を完了し、受入可能人数を 92 人増加する予定です。

＜下田小学校＞

単位：人日／週

中村地域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	19	15	16	14	13
	高学年	6	10	6	8	7
	合計	25	25	22	22	20
②確保方策		36	36	36	36	36
②－①		11	11	14	14	16

■取り組み内容

引き続き現体制で実施します。

＜東中筋小学校＞

単位：人日／週

中村地域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	18	16	18	11	9
	高学年	7	8	5	6	4
	合計	25	24	23	17	13
②確保方策		29	29	29	29	29
②－①		4	5	6	12	16

■取り組み内容

引き続き現体制で実施します。

【西土佐地域】

＜西土佐小学校＞

単位：人日／週

西土佐地域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	29	26	24	26	24
	高学年	31	28	27	27	24
	合計	60	54	51	53	48
②確保方策		99	99	99	99	99
②－①		39	45	48	46	51

■取り組み内容

引き続き現体制で実施します。

## ★放課後子ども総合プラン【2区域】

### ■確保方策の内容

#### 【四万十市】

- ・四万十市における一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施目標は1ヶ所以上とします。

#### 【中村地域】

- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施については、放課後児童クラブの充実を図り、安全・安心な放課後の居場所の確保に努めたいうで、連携を目指します。
- ・小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用については、関係機関との連携を図り、活用に繋がるよう努めます。
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携については、教育委員会と福祉事務所において積極的な情報交換・共有を図ります。
- ・地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室実施に関する検討については、子ども・子育て会議等において行います。

#### 【西土佐地域】

- ・現在、地域内1ヶ所（西土佐小学校）で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携運営を実施しており、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。
- ・小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用については、現在十分な広さの施設が確保できていますが、今後必要となれば、関係機関との連携を図り、活用につながるよう努めます。
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携については、教育委員会と福祉事務所において積極的な情報交換・共有を図ります。
- ・地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室実施に関する検討の場については、子ども・子育て会議等において行います。

### ●参考：放課後子ども教室

#### ■確保方策の内容

#### 【中村地域】

- ・現在、地域内8ヶ所（八束小学校・中筋小学校・利岡小学校・川登小学校・蕨岡小学校・大用小学校・竹島小学校＜平成26年度は利用者がおらず休止＞・中村中学校）で事業を実施しています。
- ・すべての子どもが放課後、安全で安心な活動拠点において、学習や体験・交流活動が行えるよう、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

#### 【西土佐地域】

- ・現在、地域内2ヶ所（西土佐小学校・西土佐中学校）で事業を実施しています。
- ・西土佐小学校は放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携運営を実施しており、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

### ③子育て短期支援事業【1区域】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業<ショートステイ事業>及び夜間養護等事業<トワイライトステイ事業>）です。

#### 【四万十市】

単位：人日／年

四万十市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	29	29	29	29	29
②確保方策	29	29	29	29	29
②-①	0	0	0	0	0

#### ■確保方策の内容

##### 【四万十市】

- ・現在、市内1ヶ所（児童福祉施設 若草園）でショートステイ事業を実施しています。
- ・ニーズ量は算出されませんでしたが、実績に基づき、過去5年間の利用実績の平均を見込み量として設定し、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。
- ・トワイライトステイ事業については、今後の状況により、事業の実施を検討します。

### ④地域子育て支援拠点事業【1区域】

乳幼児及びその保護者の相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【四万十市】

単位：人回／月

四万十市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	3,174	3,174	3,174	3,174	3,174
確保方策	②延べ人数	3,174	3,174	3,174	3,174
	実施箇所数(ヶ所)	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

#### ■確保方策の内容

##### 【四万十市】

- ・現在、市内1ヶ所（四万十市地域子育て支援センター：以下、子育て支援センターという）で事業を実施しています。
- ・ニーズ量が実績値を超過しておらず、現在の供給体制及び供給量で充足していると考えられるため、過去5年間の利用実績の平均を見込み量と設定し、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

### ⑤一時預かり事業【2区域】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

#### 【中村地域】

単位：人日／年

中村地域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込み	698	698	698	698	698
	②確保方策	698	698	698	698	698
	②-①	0	0	0	0	0
その他一時預かり	①量の見込み	841	843	831	826	819
	②確保方策	0	0	0	0	0
	②-①	▲841	▲843	▲831	▲826	▲819

#### 【西土佐地域】

単位：人日／年

西土佐地域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保方策	0	0	0	0	0
	②-①	0	0	0	0	0
その他一時預かり	①量の見込み	49	49	49	44	46
	②確保方策	0	0	0	0	0
	②-①	▲49	▲49	▲49	▲44	▲46

### ■確保方策の内容

#### 【中村地域】

- ・幼稚園の預かり保育については、中村幼稚園が通園している園児を対象に実施しており、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・その他の一時預かりについては、市の認可施設での実施はありませんが、現在、地域内4ヶ所（託児所）で実施しており、民間施設にて見込み量は確保できる体制になっています。現体制での事業提供を行いつつ、市の認可施設での実施も検討していきます。

#### 【西土佐地域】

- ・現在、地域内では事業を実施していません。今後の状況により、整備が必要となった場合は、公立保育所での対応等、検討していきます。

### ⑥病児・病後児保育事業【1区域】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

#### 【四万十市】

単位:人日/年

四万十市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	911	914	899	894	887
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	▲911	▲914	▲899	▲894	▲887

#### ■確保方策の内容

##### 【四万十市】

- ・現在、市内では事業を実施していません。
- ・ニーズ調査ではニーズが出ていますが、施設面に加え、医療機関との連携も必要なことから本計画では事業を実施しませんが、今後は広域も視野に入れて、実施を検討していきます。

### ⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)【1区域】

小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

#### 【四万十市】

単位:人日/年

四万十市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

#### ■確保方策の内容

##### 【四万十市】

- ・現在、市内では事業を実施していません。
- ・ニーズ量も算出されていないため、本計画では事業を実施しません。今後は状況に応じて検討していきます。

### ⑧妊婦健診事業【2区域】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、

①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 【中村地域】

単位：人回／年

中村地域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,688	2,576	2,576	2,548	2,520
②確保方策	2,688	2,576	2,576	2,548	2,520
②-①	0	0	0	0	0

#### 【西土佐地域】

単位：人回／年

西土佐地域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	112	112	112	98	98
②確保方策	112	112	112	98	98
②-①	0	0	0	0	0

### ■確保方策の内容

#### 【中村地域】

- ・現在、地域内外（市外も含む）の各医療機関で実施しています。
- ・過去5年間の利用実績の平均から、人口の減少を考慮し、見込み量を設定しました。母子健康手帳交付時に14回の受診券を配布しています。受診率の向上を目指して啓発活動を行うとともに、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

#### 【西土佐地域】

- ・現在、地域内外（市外も含む）の各医療機関で実施しています。
- ・過去5年間の利用実績の平均から、人口の減少を考慮し、見込み量を設定しました。母子健康手帳交付時に14回の受診券を配布しています。受診率の向上を目指して啓発活動を行うとともに、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

### ⑨乳児家庭全戸訪問事業【2区域】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 【中村地域】

単位：人／年

中村地域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	237	237	234	232	227
②確保方策	237	237	234	232	227
②-①	0	0	0	0	0

#### 【西土佐地域】

単位：人／年

西土佐地域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	13	13	13	12	12
②確保方策	13	13	13	12	12
②-①	0	0	0	0	0

### ■確保方策の内容

#### 【中村地域】

- ・現在、保健師等8名体制で実施しています。
- ・各年度の0歳児の推計人口を見込み量として設定しました。引き続き現体制で事業を実施し、訪問率100%を目指します。

#### 【西土佐地域】

- ・現在、保健師2名体制で実施しています。
- ・各年度の0歳児の推計人口を見込み量として設定しました。引き続き現体制で事業を実施し、訪問率100%を目指します。

## ⑩養育支援訪問事業【2区域】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【中村地域】

単位：人／年

中村地域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	263	261	259	257	255
②確保方策	263	261	259	257	255
②－①	0	0	0	0	0

### 【西土佐地域】

単位：人／年

西土佐地域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	24	23	23	22	22
②確保方策	24	23	23	22	22
②－①	0	0	0	0	0

## ■確保方策の内容

### 【中村地域】

- ・現在、保健師等8名体制で実施しています。
- ・平成25年度の利用実績から、人口の減少を考慮し、見込み量を設定しました。引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

### 【西土佐地域】

- ・現在、保健師2名体制で実施しています。
- ・平成25年度の利用実績から、人口の減少を考慮し、見込み量を設定しました。引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

### ⑪利用者支援事業【1区域】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### ■確保方策の内容

##### 【四万十市】

- ・新設事業のため、現在、市内では事業を実施していませんが、福祉事務所や西土佐福祉分室、子育て支援センター等で情報提供や相談対応を実施しており、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【1区域】

世帯の所得状況を勘案して市町村が定める基準に該当する場合、特定教育・保育等を受けた際に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用に対し、必要に応じて助成する事業です。

#### ■確保方策の内容

##### 【四万十市】

- ・新設事業のため、現在、市内では事業を実施していません。  
今後は状況に応じて検討していきます。

### ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【1区域】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

#### ■確保方策の内容

##### 【四万十市】

- ・新設事業のため、現在、市内では事業を実施していません。  
今後は状況に応じて検討していきます。

## 第2節 地域における子育ての支援

### ■現状と課題■

本市の世帯数は若干増加していますが、1世帯当たり人口は年々減少しており、人口及び出生数の減少と合わせて、少子化、核家族化の進行が見られます。また、幡多地域の中核を担う本市には、国や県の出先機関や企業の進出が多く、転勤世帯が多く見られます。こうした地域性や社会風潮等、さまざまな要因が影響し、地域における繋がりは段々と希薄化し、地域のコミュニティ力は低下していると言わざるをえません。

アンケート調査では、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無において、「いずれもない」と回答した方が、未就学児童では9.0%、小学生児童では5.8%いました。特に未就学児童家庭において、いざという時に子どもを頼める人がいない家庭が1割弱いるという結果になっています。

このため、出産・育児に関する不安や悩みを軽減・解消できるよう、子育てに関するの情報提供及び相談体制の充実を図るとともに、住民参加型の子育て支援自主活動組織（ボランティア・NPO活動）の活動を支援し、子育て支援のネットワークづくりに努め、地域における子育て支援を促進します。

### (1) 子育てに関する情報提供及び相談体制の充実

市のホームページや広報による周知をはじめ、子育てに関するさまざまな情報を誰もが等しく得られるよう、情報提供体制の整備を図ります。また、育児に関する不安や悩みを軽減・解消できるよう、相談体制の充実に努めます。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
情報提供体制の整備	各種サービスや制度について、保護者が知らなかったということのないよう、情報提供の手法を充実させていきます。 そのため、情報提供体制について、保健・医療・福祉・学校等の各機関が連携を密にして、幼児から就学までの情報共有を図ります。	企画広報課 学校教育課 保健介護課 保健課 福祉事務所
保育所等の情報提供の充実	各種サービスや制度について、保護者が知らなかったということのないよう、情報提供の手法を充実させていきます。	福祉事務所

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
育児相談事業	新生児・乳児訪問、乳児健診等で相談事業について周知する等、育児相談の利用を促していきます。	保健介護課 保健課

## (2) 子育て支援のネットワークづくり

子育てサークルやボランティアの活動を支援するとともに、地域における子育て支援が円滑に行われるよう、ネットワークづくりを推進します。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
地域における子育て支援ネットワークの形成	子どもが地域で健やかに育つことができるよう、声かけ運動や見守り隊の活動を支援し、民生委員・児童委員等、地域の人材を活用して、子どもの放課後の活動（学び）を保障していく体制づくりに取り組んでいきます。 なお、子育て支援センター、家庭児童相談室等の相談窓口による受入のほか、行政が介入すべき事案については、関係機関との役割分担のもと、支援を行います。	学校教育課 保健介護課 保健課 福祉事務所
子育てサークル・世代間交流の促進	自主サークルの活動状況を保健師等の専門職が把握し、必要に応じて相談や指導にかかわっていきます。また、専門的な介入が必要な場合は、子育て支援センターや他の関係機関と連携して対応していきます。 さらに、この自主サークル活動を乳幼児健診や訪問の機会に紹介していくほか、関係機関との連携をとり充実を図ります。 また、世代間交流についても、各種行事等を活用する等、実施に向けて検討します。	学校教育課 保健介護課 保健課 福祉事務所

### (3) 児童・生徒の健全育成

美しい自然や学校等の社会資源を活用し、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、体験学習等の機会を提供します。また、家庭児童相談員が子どもの不登校やいじめ等に関する相談に対応していきます。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
青少年育成及び家庭 ・各関係機関の連携	青少年健全育成四万十市民会議の活動を継続して実施していきます。そのため、活動内容を、積極的に周知・広報して運営への関心を高め、市民参加に努めます。	生涯学習課
地域による育成活動 の支援	イベントの種類を増やすとともに、内容を充実させていきます。 また、広報だけでなく、既存団体を通じて参加者を募る等、多くの子どもたちに参加してもらえるよう努め、地域で活動できるボランティアの養成を行っていきます。	社会体育課 図書館
家庭児童相談等の 相談業務の推進	現状の相談・支援体制を維持しつつ、市民のニーズに充分応えることができるように努めます。	福祉事務所

### (4) 子育てに伴う経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担を少しでも軽減できるよう、各種手当や助成・援助を適切に行っていきます。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
保育料の軽減の検討	保育料は、これまでどおり収入に応じ設定するとともに、多子世帯の3歳未満児に対する保育料・授業料の無料化については、財政状況を勘案しながら制度の拡充を検討していきます。	学校教育課 福祉事務所

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
児童の手当等諸制度の周知	ホームページや広報紙に掲載するほか、制度改正が行われた時等には、個別に通知する等、一層の周知に努めます。	福祉事務所
医療費の助成・軽減の充実	乳幼児医療費の助成を引き続き行っていきます。また、国・県の動向を踏まえ、対象年齢の拡大を検討していきます。	福祉事務所
就学援助制度・奨学金制度の周知	教育費の負担を軽減するため、各種奨学資金制度の周知に努めるとともに、国・県に対して、その拡充を要請していきます。	学校教育課

## 第3節 母子の健康確保と少子化対応

### ■現状と課題■

近年、家庭環境や生活環境の変化等により、子どもの食生活の乱れやアレルギー、体力・運動能力の低下が問題となっています。また、母親の育児疲れや育児不安等、子育てに対するストレスから生じる問題も少なくありません。

アンケート調査では、子育てで日頃悩んでいることにおいて、未就学児童では「食事や栄養に関すること」が33.7%ともっとも高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が31.0%となっています。小学生児童では「子どもを叱りすぎているような気がする」と38.7%ともっとも高くなっています。

妊娠期や出産期等を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における支援の充実を図るとともに、子育てをする人同士が互いに相談し合えるような場の提供に努めます。また、学校における保健・食育を推進し、子どもや母親の身体的・精神的な健康の確保を推進します。

合わせて、深刻化する少子化に対応するため、妊娠・出産にかかる支援の充実等を積極的に行っていきます。

### (1) 母親と子どもの健康確保

母親が安心して妊娠・出産にのぞめるよう、支援体制の充実を図ります。また、子育ての不安や悩みを共有できる、仲間づくりの場の提供に努めるとともに、栄養士や保健師による栄養指導等、子どもと母親の健康確保のための取り組みを進めていきます。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
安全な妊娠や出産への支援	妊婦教室について、参加者の意見も反映させながらより充実させていきます。 また、ハイリスク妊婦を早い段階で把握し、妊婦教室への勧誘や訪問等による支援に努めていきます。また、対象者には必要な時に来所・電話相談も気軽にしてもらえよう、周知を行います。	保健介護課 保健課
栄養相談	今後も乳児健診や乳幼児相談時に離乳食相談を継続していきます。 また、栄養士の確保に努めていきます。	保健介護課 保健課

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
子育ての仲間づくり	自主サークルの活動や広報を支援していきます。また、サークル活動に参加して、必要に応じ、育児に関する指導や相談に応じます。	保健介護課 保健課 福祉事務所
救急医療等、小児医療に関する情報の周知・広報	休日及び休日の夜間における在宅当番医制度を継続して行うことで、市民の急病患者的の医療を確保しています。また、救急医療機関との連携を含めた医療体制について周知・広報に努めます。	保健介護課 保健課

## (2) 学校保健の推進

学校における子どもの健康と安全を確保するため、学校保健を推進していきます。また、母子保健事業と学校保健事業との連携を図り、ライフステージに応じた健康管理が円滑に進められるよう、体制づくりに取り組んでいきます。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
保健管理の推進	学校保健安全法に基づき、児童・生徒等の健康保持や健康増進のために必要な対策を実施していきます。	学校教育課
保健教育の推進	学校教育法に基づき、「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的な発展を図ること。」を目的として、保健教育を推進していきます。	学校教育課
安全管理の推進	児童・生徒の事故災害を防止し、安全な生活を確保するため、今後も、実態の把握と分析に努め、不審者や感染症に対する危機管理対策及び指導を充実させていきます。	学校教育課
安全指導の推進	安全指導計画に基づき、全教育活動を通じて、安全な学校生活についての系統的・計画的な指導を行っていきます。	学校教育課

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
関係機関の連携	母子保健事業と学校保健事業との連携、保健室と地域保健・医療機関との連携等を図り、学校内における保健衛生知識の普及啓発と児童・生徒の健全育成に努めます。そのため、母子保健と学校保健の連絡会議を開催していきます。	学校教育課 保健介護課 保健課

### (3) 食育の推進

子ども自身が「食」についての理解を深め、自ら実践できるよう、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じ、家庭教育・学校教育における食に関する教室や講演会による知識の習得、情報提供の実施を推進します。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
学校・保育所での食育	<p><b>【保育所の食育】</b></p> <p>引き続き食育計画に基づき、子どもへの食に対する理解を促すとともに、菜園活動といった「体験」の中で、食べることの大切さや健康なところ、からだづくりにつなげていきます。</p> <p>食生活の基本は家庭での日々の生活にあるという視点に立ち、食に対する情報提供に努めるとともに、相談・啓発活動に取り組みます。</p> <p>なお、給食へは地域性の高い食材や献立を取り入れる等、引き続き地産地消の普及にも取り組みます。</p>	学校教育課 保健介護課 保健課 福祉事務所

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
(学校・保育所での食育)	<p><b>【学校での食育】</b>                      学校給食実施校において、給食を通して、地産地消の普及等、食育の推進を図るとともに、給食未実施中学校における新たな学校給食センターの早期整備に努めます。また、学校給食を、単なる食事の提供ではなく、児童・生徒や家庭に対しての食育の教材として活用していきます。</p> <p>また、食育推進の中心となる栄養教諭の配置を求めるとともに、市立小・中学校全校で「食に関する指導計画」の策定を進め、農業収穫体験実施校の拡大、試食会、給食参観の実施体制の確立に努め、家庭への食に関する情報発信の充実、食教育への保護者参画機会の拡大を図ります。</p> <p><b>【子育て支援センターの食育】</b>                      子育て支援センターでの活動を、妊婦と乳幼児を持つ母親の食事相談の場として充実させていきます。</p>	学校教育課 保健介護課 保健課 福祉事務所
母体・乳幼児の食育	健康増進計画の中に食育に関する項目を設定し、事業等を実施していきます。また、充実した食育の推進を図るため、栄養士の確保に努めていきます。	保健介護課 保健課
食に関する学習会の促進	食生活改善推進員による学校訪問の回数を増やす等、食育のさらなる推進を図ります。また、食に関する情報を提供していきます。	保健介護課 保健課
生活習慣・生活リズムの構築	成長の各段階、生活の各場面で食育を推進し、生活習慣・生活リズムの構築に努めていきます。	学校教育課 保健介護課 保健課 福祉事務所

#### (4) 思春期保健対策の充実

思春期は、子どもから大人になる転換期であり、心や体の健康状態が生涯の健康に大きく影響するといわれています。喫煙や飲酒、薬物等の、子どもが陥りやすい健康問題への対策等、思春期において心身ともに健康な生活が送れるよう支援を行います。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
学校における思春期の健康づくり	学校保健と地域保健の一体的な取り組みを目指し、連携を図りながら推進していきます。 また、子ども・保護者が相談しやすく、そこから思春期の健康づくりを進めることができるよう、体制を整備していきます。	学校教育課 保健介護課 保健課
性感染症に関する学習機会の充実	性情報が氾濫する一方で、思春期の男女が正しい性知識を得られるよう情報の発信、学習の場の充実を図ります。	学校教育課 保健介護課 保健課
アルコール・タバコに関する学習機会の充実	飲酒、喫煙が身体に及ぼす影響についての学習を早い段階から取り組むことによって、興味本位な飲酒や喫煙の習慣化を防いでいきます。	学校教育課 保健介護課 保健課
薬物乱用に関する学習機会の充実	薬物が身体に及ぼす害についての学習を早い段階から取り組むことによって、安易な意思に惑わされない強い意思を育てていきます。	学校教育課 保健介護課 保健課
いのちの大切さを育てる教育の充実	思いやりの心や感謝の気持ち、人との繋がり大切さといった、子どもたちの生命を大切に作る心を今後とも育てていきます。	学校教育課 保健介護課 保健課

### (5) 進行する少子化への対応

進行する少子化への対応には包括的な支援施策を展開し、子育て・子育てを支えていく必要があります。安心して子どもを産むことのできる地域社会の形成を推進し、少子化への対応を図ります。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
出会い・結婚への支援	若者が結婚を前向きに捉えられるよう、地域全体での支援や気運づくりに努めるとともに、新たな交友関係づくりや出会いの場の創設、また、結婚へと繋がるサポート体制の整備等に取り組んでいきます。	福祉事務所
妊娠・出産にかかる支援の充実	妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、効果的な支援を行っていきます。	保健介護課 保健課 福祉事務所
総合的な連携体制・支援体制の整備	行政のみならず、地域住民や企業等とも連携し、本市で充実した子育てができるよう、子育てに関する総合的な連携体制・支援体制づくりを行います。	関係各課

## 第4節 子どもの健全な成長のための環境の整備

### ■現状と課題■

子どもを取り巻く環境が複雑さを増す中で、子ども自身に強く生きる力を身につけさせることが求められていると同時に、子どもや子育て家庭が安全・安心に過ごせる居場所や環境整備へのニーズが高まっています。また、子どもの成長に保護者と過ごす時間が影響することも多く、出産後も働きながら子育てしたいという女性が多い本市においては、仕事と家庭の両立、男女共同参画を推進するための環境づくりが重要な課題となってきます。

アンケート調査では、母親の就労状況について「フルタイム」と「パートタイム」を合わせると、未就学児童は約7割が、小学生児童では約8割が『就労している』となっており、全国からみても、本市における母親の就労率は高くなっています。

子どもの健全な成長のためには、母子ともに心身が健やかな状態で乳幼児期を過ごし、学齢期の適切な教育へと継続されていくことが大切です。子どもの時間に保護者が寄り添い、充実した環境の中で家庭及び地域・学校教育が推進されるよう、子どもと子育て家庭に対する地域支援の整備を図っていきます。

#### (1) 子どもの生きる力を育む学校教育の環境整備と家庭や地域の教育力向上

子どもが色々な人とのふれあいの中で、主体性や社会性、創造性を育み、健全でたくましい「生きる力」を得ることができるよう、地域社会と積極的にかかわり合うための機会や場を提供する等、ライフステージを通じた取り組みを推進します。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
生きる力を育てる 学校教育等の推進	ゆとりの中で豊かな人間性等の「生きる力」を育む学校教育の改善・充実を図り、子どもの個性を伸ばし、命の大切さや他人への思いやり等を育てる教育を推進します。	学校教育課
基礎学力の向上と 創造性の育成	一人ひとりの個性に応じた資質や能力を育むよう、現在の施策を推進するとともに、基礎学力の定着と向上に努めます。また、国際社会・情報社会の中で力を発揮できる人づくりのため、異文化の理解、外国語教育の充実や情報活用能力を育てる教育を推進します。	学校教育課
学校再編等、効率的な 教育環境の整備	少子化の中、適正規模で、できるだけ良い条件で子どもが学習できるように、地域・保護者の理解を得る努力をし、学校の再編等に取り組めます。	学校教育課

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
地域に開かれた学校づくりの推進	地域ぐるみの教育を推進するために、学校の教育活動に地域の人々の積極的な参加・協力を求めたり、各分野において優れた知識や技術を持つ地域の人を講師として招いたりする等、子どもたちの多様なニーズに対応できる、開かれた学校づくりに努めます。	学校教育課
子ども会等活動の推進	子ども会等活動の充実と活発化のために、引き続き支援を行います。子どもの健全な育成の取り組みの中心となる支援を実施していきます。	関係各課
体験学習活動の情報提供の推進	関係機関が連携して、体験学習活動等の情報を共有し、子ども及び保護者に対して提供できる体制づくりに努めます。また、情報提供の推進のため、情報発信の回数及び質ともに向上させていきます。	関係各課
教育相談体制の充実	いじめ・暴力行為・不登校等の問題に対し、児童や保護者が相談しやすい体制を整備し、問題の発生を未然に防止する予防的観点から取り組みを行います。 また、これまでの体制に加えて、スクールカウンセラーの配置やS S W (スクールソーシャルワーカー) の配置とその効果的な活用等を図っていきます。	学校教育課
家族関係の充実	親子をはじめとした家族間のふれあいの大切さを認識し、子どもを温かく育み充実した家庭教育が行われるよう、関係各課連携による支援に努めます。 また、P T A活動を支援するとともに、地域コミュニティの再生にも努めていきます。	関係各課

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
家庭教育を学習する 機会の充実	核家族化と少子化が進む中で、ネグレクト（育児放棄）を含む児童虐待や、しつけを知らない親の増加といったことが社会現象化し、問題となっていることを踏まえ、子育ての知識や手法、意義を学ぶための家庭教育学級等、学習機会の提供に努めます。	学校教育課 人権啓発課
中高生と乳幼児の ふれあう場の充実	学校・保育所・地域団体等の連携により、命の尊さを認識できる人間形成を目指し、乳幼児とのふれあい体験や育児実習等の取り組みを行っていきます。	保健介護課 保健課 学校教育課
パートナーや子ども への理解	学校・保健・福祉・保健所等の関連機関が連携し、発育や性に関する教育や社会的役割を学習する機会の充実を図っていきます。	学校教育課
親としての役割学習	現在、子育て中の家庭に対しては、子育てへの楽しみ・喜びが感じられるよう、地域社会が一体となって支援するとともに、次代を担う中高生等に対しては、妊娠から育児まで、親としての役割のみならず、夫婦の家事・育児のあり方についても学習機会を提供し、男女共同参画の意識等を浸透させながら、子育てをする家庭環境への理解を深めるよう努めます。	関係各課

## (2) 子どもの安全の確保

子どもの安全意識の向上に努めるとともに、安全教育や登下校の見守り活動に取り組み、子どもや子育て家庭をはじめ、すべての人が安心して暮らすことができるまちを目指します。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
道路交通環境の整備	子どもを含めた交通弱者の立場に立った安全対策に努め、引き続き安全な通園・通学路等、道路整備を推進します。	まちづくり課 産業建設課

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
交通安全を確保するための活動の推進	<p>これまでの交通安全対策の事業を継続するとともに、保育所、幼稚園、小学校等において、実技指導やビデオ学習による巡回交通安全教室を開催します。交通安全に関する自主的活動を支援するとともに、地域・保護者・関係機関が連携して、街頭指導や啓発活動を実施します。</p> <p>また、地域の実情に即した交通安全運動を推進するため、市、警察、学校、保育所、関係民間団体等と連携・協力をとりながら、交通安全指導員等の指導力向上と地域における民間指導者の育成を図っていきます。</p>	環境生活課
子ども見守り活動の推進	<p>地域における通園・通学路での声かけ運動、地域と警察の連携による「子ども 110 番」等、地域、保育所・学校、PTA、関係機関が連携を強化し、不審者に対する対応や犯罪被害に関する情報提供、地域における防犯ネットワークを整備・充実します。</p> <p>また、通園・通学路や公園等で、子どもの誘拐等の犯罪が発生しない環境整備を推進します。</p>	学校教育課 福祉事務所
スクールガード養成講習会の実施	<p>保護者や市職員、地域住民の参加を得ながら、多くのスクールガードの確保に努めていきます。</p> <p>また、関係機関と連携を図りながら養成を進めるとともに、地域住民として高齢者の協力を得ていきます。</p>	学校教育課
犯罪被害に遭った子どもの保護とケア	<p>交通事故・犯罪・いじめ・虐待等の被害に遭った子どもの心身の健全な発達と自立を促していくために、専門家による継続的なカウンセリング等、適切な心のケアを行う体制づくりに努めます。</p>	学校教育課 保健介護課 保健課 福祉事務所

### (3) 安全・安心な地域づくり

子育て家庭が子どもを連れて、気軽に安全に外出できるまちになるよう、公共施設等の整備に取り組むとともに、身近な場所で安心して遊べる場が確保できるよう、公園の整備を推進し、子育てバリアフリーなまちづくりを目指します。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
子育てにやさしい公共施設等の整備	公共施設には子ども連れでも利用しやすいように、ベビールーム・授乳スペース等を設置していますが、民間事業所の協力のもと、設置箇所数の拡大に努めます。	総務課 福祉事務所
子育てに配慮した地域の意識啓発	子どもや妊産婦に配慮した地域、人にやさしい地域の意識啓発を今後とも続けていきます。	関係各課
公園等の身近な遊び場の整備	子どもの安全・自由に遊べる公園や水辺の空間等、身近な遊び場の整備充実を図ります。なお、公園内の遊具が老朽化しており、撤去遊具が多くなりつつある現状であることから、コミュニティ助成事業等の各補助事業により、順次遊具の整備をしていきます。	まちづくり課

### (4) 仕事と家庭の両立の推進

仕事と家庭を両立することができ、それぞれのライフスタイルに応じた多様な働き方ができるよう、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備に取り組みます。また、こうした取り組みの共通理解の促進や、労働環境の整備に向けた啓発に努めます。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
男女共同参画の推進	家事や子育て、介護の場面で、男女が協力し合うという意義を啓発するため、引き続き講演会や学習会を開催していきます。さらに、父親を対象とした研修・懇談会等の開催にも努めます。	人権啓発課

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
企業等への啓発・ 広報の推進	法の趣旨や社会的要請等について理解を求めていくとともに、雇用主への子育て家庭への意識改革、社員等への働き方の見直しについて、啓発・広報を進めていきます。	商工課
男性を含めた働き方の 見直し	固定的な役割分担意識を見直し、男女が適切な役割を分担していくよう、意識啓発を推進します。	関係各課
若者定住を目指した 就労支援施策の推進	若者の定住を目指し、都市機能の確保を図りながら、雇用の場の拡充と就労の支援に努めます。 また、Uターン・Iターン等による定住希望者に対し、就労等に関する情報周知活動に努めます。	関係各課
育児休業や介護・看護 休暇制度等の普及啓発	育児・介護休業法による、育児休業や介護休業、看護休暇制度が広く普及されるよう、その趣旨や内容の啓発活動に努めます。 また、国・県・ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら推進していきます。	商工課
仕事と家庭生活の 調和の実現	企業への働きかけだけでなく、各個人それぞれが仕事と生活の調和を図ることができるよう見直し、実行できるよう、支援をしていきます。	関係各課
仕事と家庭生活の 調和に向けた啓発	仕事に片寄りがちなライフスタイルから、子育てをはじめとした家庭生活や地域活動への意識を高めることで、家庭生活の大切さと、仕事と両立することの重要性について啓発に努めます。 また、事業主等にも、子育て家庭を理解し応援する環境づくりに努めるよう働きかけを行っていきます。	関係各課

(5) 良質な住宅及び良好な居住環境の確保

若者や子育て世代が住みやすいまちとなるよう、住宅の提供体制の整備等、良好な居住環境の確保に努めます。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
良質な住宅の提供体制の整備	良質な公共住宅の充実や民間賃貸住宅の情報提供・相談に応じ、住宅に困窮している子育て家庭への支援を行います。 また、西土佐地域の公営住宅については、引き続き住民の定住促進及び若者の定住を目的として、整備していきます。	企画広報課 財政課
若者向け住宅の整備	快適な環境で子育てができるように「若者定住促進住宅」と位置付け、住宅の整備を進めていきます。	企画広報課 財政課

## 第5節 要保護児童への取り組みの推進

### ■現状と課題■

近年、子どもを取り巻く環境は少子化や核家族化、厳しい社会経済の情勢等の影響から大きく変化しており、ニートやひきこもり、不登校、いじめ、虐待の増大、障害のある子どもの増加・多様化、貧困等、子どもをめぐるさまざまな問題がますます深刻化する状況となっています。

このような流れの中で、児童虐待防止対策を含む要支援家庭への対応が更に重要となることから、要支援家庭のためのネットワークの構築をはじめ、すべての児童・生徒が適切な教育の機会が得られるように、障害等により支援を必要とする児童・生徒やひとり親家庭等、特別な配慮が必要な児童・生徒に対する支援をきめ細かに実施することで、個々の発達段階に応じた、切れ目のない支援を行います。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

保健・福祉・医療・教育等関係機関が連携し、子どもの虐待発生を予防するほか、早期発見、早期対応に努めます。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
児童虐待に関する相談体制の整備	自分の行為を虐待と感じる親や、虐待と疑われる行為をまわりで見たり聞いたりした人が早期に相談できる組織体制を充実させていきます。そのため、案件によっては複雑かつ深刻な問題も予測されることから、関係機関との連携体制を密にしていきます。	福祉事務所
児童虐待に関する情報の提供と関係機関の連携	児童虐待は子どもの人権侵害でもあり、これらに関する学習の場や情報提供に努めるとともに、保育所や学校で子どもに注意を払い、関係機関との連携により、虐待の早期発見と迅速かつきめ細かな対応に努めます。	福祉事務所
要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待の防止、早期発見の環境整備を図るため要保護児童対策地域協議会の充実を図り、福祉・保健・医療・教育・司法等の関係機関の連携を強化します。	福祉事務所
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	本計画期間である平成27年度から31年度において、研修や講習会等を通じ、地域ネットワーク構成員の資質向上に努めます。	福祉事務所

## (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭等が自立した生活を営めるよう、地域における母子家庭、父子家庭の現状の把握に努め、相談事業や生活支援、経済的支援等、総合的な自立支援に努めます。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、各種制度の普及・啓発を行います。 さらに、父子家庭への支援のあり方についても検討し、支援を行っていきます。	福祉事務所
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	関係機関と連携するとともに広報等を通じ周知を図り、相談・支援体制をさらに充実します。	福祉事務所
就労支援の充実	ひとり親家庭の社会的、経済的自立を支援するため、母子家庭自立支援教育訓練事業等の活用、普及を行います。	福祉事務所
ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭医療費助成事業、母子・寡婦貸付、母子家庭自立支援事業費補助金の周知に努めていきます。	福祉事務所

## (3) 障害児施策の充実

障害のある子どもとその家庭を地域社会全体で支援し、また障害のある子どもが社会の一員として、あらゆる利益を平等に受けることができるよう、学習支援等の体制の充実を図ります。

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
障害の早期発見	発達の遅れや心身に障害のある児童について、健康診査後のフォロー体制の充実や保育所・学校・県の療育福祉センター・幡多福祉保健所等が連携を密にすることにより、障害の早期発見・早期対応に努めます。 また、保護者と保健師が子どもの状態を共有し、保護者が不安や悩みを相談できる関係をつくっていきます。	学校教育課 保健介護課 保健課 福祉事務所

施策の内容	施策の方向性・目標	担当課
障害のある人への理解、学習機会等の充実	障害のある人への理解を深めるための学習を生涯学習の一環に位置付け、全年齢層に対してより多くの学習機会を提供するとともに相談体制も充実していきます。	学校教育課 人権啓発課
家族会・ボランティアグループへの支援	家族会・ボランティアグループや関係組織において、連携を図り、ネットワークを築いていくとともに、資質向上に対する研修の充実や、活動への支援を引き続き行います。	保健介護課 保健課 福祉事務所
特別支援教育の推進	LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等を含めた障害のある児童について、関係機関との連携により、特別支援教育を支援するネットワークを充実するとともに、専門的な対応のできる総合的な教育支援体制を整備していきます。	学校教育課



## 第5章 計画の推進

---

---

## 第1節 計画の推進体制

### (1) 住民や地域、関係団体等との協働

本計画を実行性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのため、ホームページや広報等の媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動等と十分に連携を図りつつ計画を推進します。

### (2) 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめさまざまな分野にわたるため、福祉事務所が中心となり、年度毎に関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

## 第2節 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、PDCAサイクル【P l a n（計画）—D o（実施・実行）—C h e c k（検証・評価）—A c t（改善）】のプロセスを踏まえた、計画の進行管理に努めます。

## 資 料

---

---

## 1 四万十市子ども・子育て会議条例

○四万十市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 19 日

条例第 54 号

(設置)

第 1 条 四万十市における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、四万十市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育てに関し学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第3条第2項に規定する委嘱又は任命後に最初に行われる会議については市長が招集し、前条の会長及び副会長が互選されるまでは委員の中から互選により仮議長を選出して議事を進行する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 四万十市子ども・子育て会議委員名簿

委員任期：平成 26 年 2 月 21 日～平成 28 年 2 月 20 日

	条例区分	氏 名	所 属 等
1	第 3 条第 2 項 第 1 号	宇都宮 一 穂	中村地域保育園児保護者
2	〃	濱 田 順 子	西土佐地域保育園児保護者
3	〃	南 部 三 枝	(平成 26 年 3 月 27 日まで) 幼稚園児保護者
		宮 川 美 希	(平成 26 年 9 月 26 日から) 幼稚園児保護者
4	〃	西 尾 由加子	児童保護者
5	第 3 条第 2 項 第 2 号	矢野川 正 和	東中筋小学校校長
6	〃	刈 谷 隆 子	主任児童委員
7	〃	山 沖 優 子	社会福祉法人ひかり会ひかり乳幼児保育園園長
8	〃	岡 俊 二	学校法人中村幼稚園園長
9	〃	会 所 亜由美	認可外保育施設おひさまはうす施設長
10	第 3 条第 2 項 第 4 号	宮 本 ル ミ	四万十市子育て応援団ほっと・ポケット代表者
11	〃	武 田 安 仁	四万十市教育委員会学校教育課学校教育係長
12	〃	土 居 淳 海	四万十市教育委員会生涯学習課社会教育振興係長
13	〃	竹 本 美 佳	四万十市保健介護課保健衛生係長

## 四万十市子ども・子育て支援事業計画

---

---

発行年月：平成27年3月

発行：四万十市

編集：四万十市福祉事務所

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通

4丁目10番地

T E L : 0880-34-1801

F A X : 0880-34-1880

---

---